

平成 23 年版（2011 年版）

環 境 デ ー タ 集

—環境調査結果及び工場・事業場の規制状況—

平成 23 年 7 月

枚方市環境保全部環境公害課

目 次

第 1 部 環境調査結果

I - 1	大気汚染の状況	1
1.	環境基準達成状況	1
I - 2	大気汚染常時監視調査結果	5
1.	概要	5
2.	調査結果	8
(1)	窒素酸化物	8
(2)	浮遊粒子状物質	11
(3)	光化学オキシダント	13
(4)	二酸化硫黄	15
(5)	一酸化炭素	16
(6)	非メタン炭化水素	17
I - 3	有害大気汚染物質調査結果	18
1.	概要	18
2.	調査結果	18
(1)	環境基準が設定されている物質	18
(2)	指針値が設定されている物質及びその他の有害大気汚染物質	18
I - 4	大気中のアスベスト濃度調査結果	20
1.	概要	20
2.	調査結果	20
II	公共用水域水質調査結果	21
1.	概要	21
(1)	市内河川の概要	21
(2)	水質調査の概要	21
2.	環境基準達成状況	24
(1)	健康項目	24
(2)	生活環境項目	24
(3)	特殊項目	28
(4)	要監視項目	28
(5)	特定項目	28

Ⅲ 地下水質調査結果	34
(1) 概況調査	34
(2) 汚染井戸周辺地区調査	35
(3) 継続監視調査	35
Ⅳ ダイオキシン類環境調査結果	40
1. 概要	40
2. 調査結果	40
(1) 大気中のダイオキシン類	40
(2) 地下水中のダイオキシン類	40
(3) 土壌中のダイオキシン類	40
Ⅴ 騒音・振動調査結果	41
1. 概要	41
2. 調査結果	42
(1) 道路に面する地域	42
(2) 一般地域	44
Ⅵ 地盤沈下水準測量結果	45
1. 概要	45

第2部 工場・事業場の規制状況

1. 硫黄酸化物（SO _x ）・窒素酸化物（NO _x ）総量規制対象工場・事業場 並びに固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱対象工場・事業場	47
2. 水質汚濁防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例により、生活 環境項目の排水規制を受けている特定（届出）事業場	48
3. 瀬戸内海特別措置法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関 する条例対象の業種別水域別工場・事業場数	51
4. 業種別排水基準不適合状況及び改善指導数	52
5. 下水道区域における流域別の工場・事業場数	53
6. 下水道区域の業種別排除基準不適合状況及び改善指導数	54
7. 地下水採取量5万m ³ /年以上の工場・事業場（50音順）	55
8. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況	56

第 1 部

環 境 調 查 結 果

I-1 大気汚染の状況

1. 環境基準達成状況

大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（以下「一般局」）3局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）2局及び第二京阪道路環境監視局（以下「第二京阪局」）2局で二酸化窒素等の大気汚染物質の常時監視を行っています。

また、枚方市役所局（一般局）と招提局（自排局）で、有害大気汚染物質の調査を行っています。

平成22年度の環境基準達成状況を表1-1に、また、二酸化窒素等の濃度の推移と環境基準との比較を図1-1～図1-4に示します（大気汚染に係る環境基準については、4ページ参照）。

常時監視を行っている項目のうち、二酸化窒素、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、すべての測定局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については、すべての測定局で長期的評価について環境基準を達成しましたが、短期的評価については、長尾局と中振局で1時間値が0.20mg/m³を超えており、環境基準を達成できませんでした。光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成しました。

表 1-1 平成 22 年度環境基準達成状況

測定項目		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	二酸化硫黄		一酸化炭素	
		(ppm)	(mg/m ³)		(ppm)	(ppm)		(ppm)	
測定局		長期的評価 (年間98%値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (8時間平均値)
環境基準値		0.04~0.06 以下	0.10 以下	0.20 以下	0.06 以下	0.04 以下	0.1 以下	10 以下	20 以下
一般局	楠 葉	○ (0.035)	○ (0.053)	○ (0.105)	× (0.128)	—	—	—	—
	枚方市役所	○ (0.037)	○ (0.045)	○ (0.089)	× (0.128)	○ (0.003)	○ (0.010)	—	—
	王仁公園	○ (0.029)	○ (0.059)	○ (0.120)	× (0.131)	○ (0.002)	○ (0.008)	—	—
自排局	招 提	○ (0.051)	○ (0.051)	○ (0.123)	—	—	—	—	—
	中 振	○ (0.052)	○ (0.061)	× (0.363)	—	○ (0.008)	○ (0.017)	○ (0.8)	○ (1.3)
第二京阪局	長 尾	○ (0.032)	○ (0.054)	× (0.306)	—	—	—	—	—
	津 田	○ (0.035)	○ (0.052)	○ (0.093)	—	—	—	—	—

測定項目	ベンゼン (μg/m ³) (年平均値)	トリクロロ エチレン (μg/m ³) (年平均値)	テトラクロロ エチレン (μg/m ³) (年平均値)	ジクロロ メタン (μg/m ³) (年平均値)
環境基準値	3 以下	200 以下	200 以下	150 以下
枚方市役所 (一般局)	○ (0.94)	○ (0.35)	○ (0.16)	○ (1.4)
招 提 (自排局)	○ (0.96)	—	—	—

図 1-1 二酸化窒素濃度（98%値）の推移と環境基準との比較

(----- 環境基準)

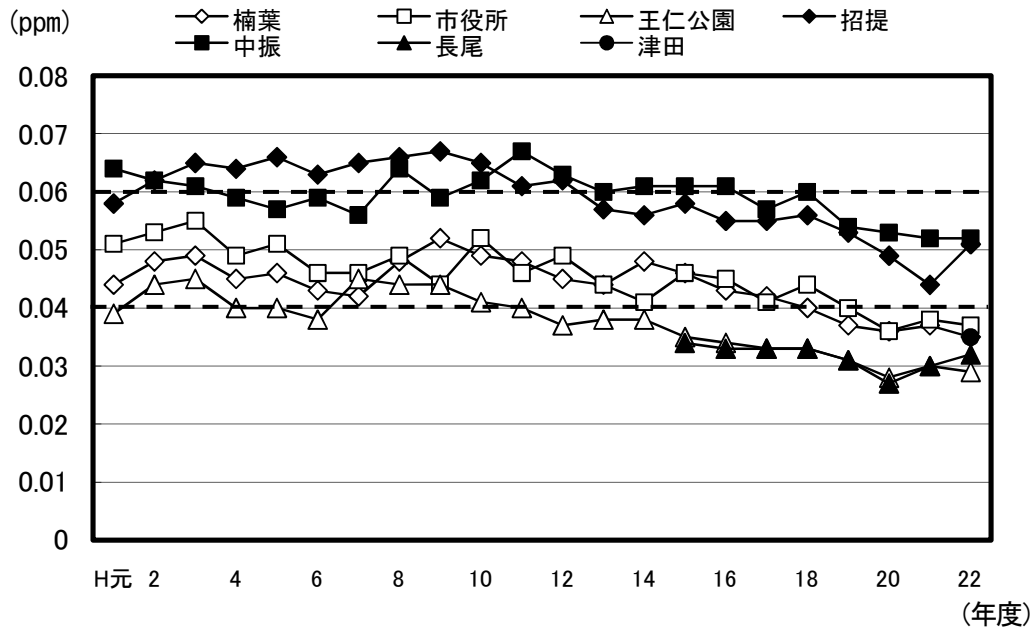


図 1-2 浮遊粒子状物質（2%除外値）の推移と環境基準との比較

(----- 環境基準)

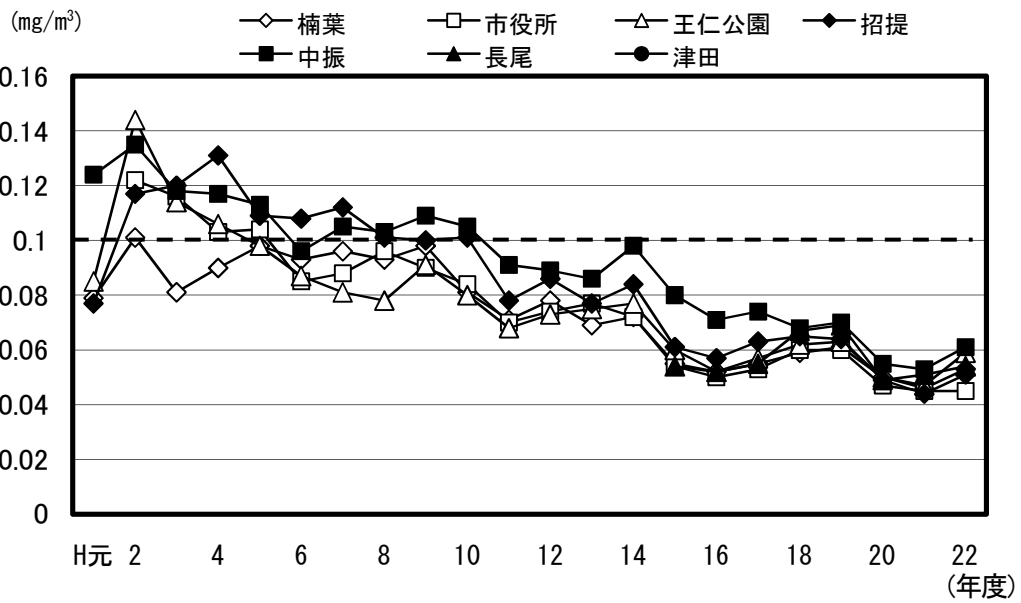


図 1-3 二酸化硫黄（2%除外値）の推移と環境基準との比較
 (----- 環境基準)

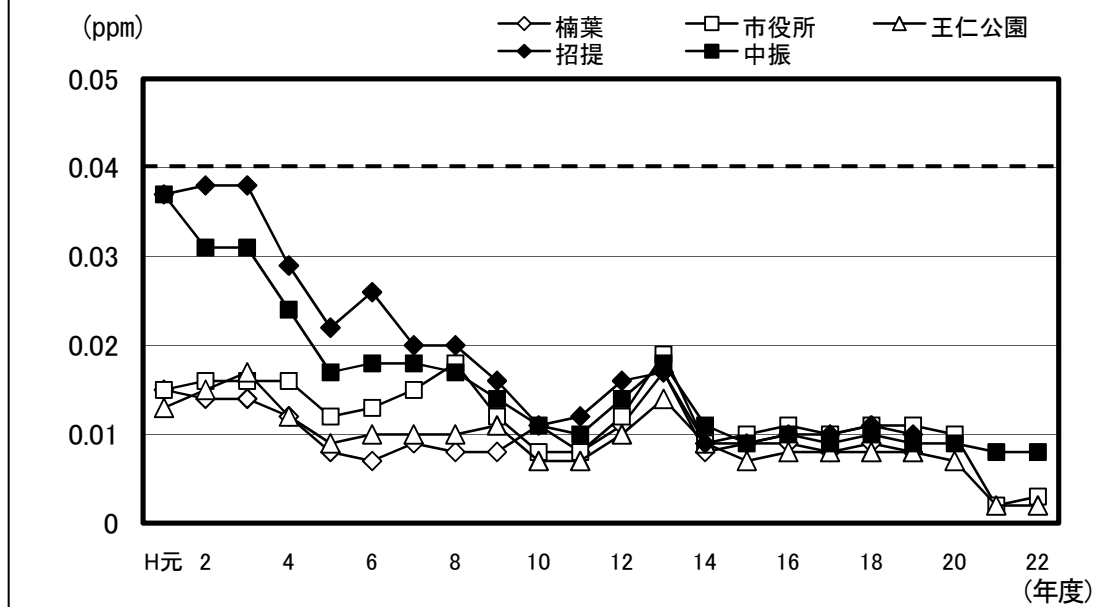
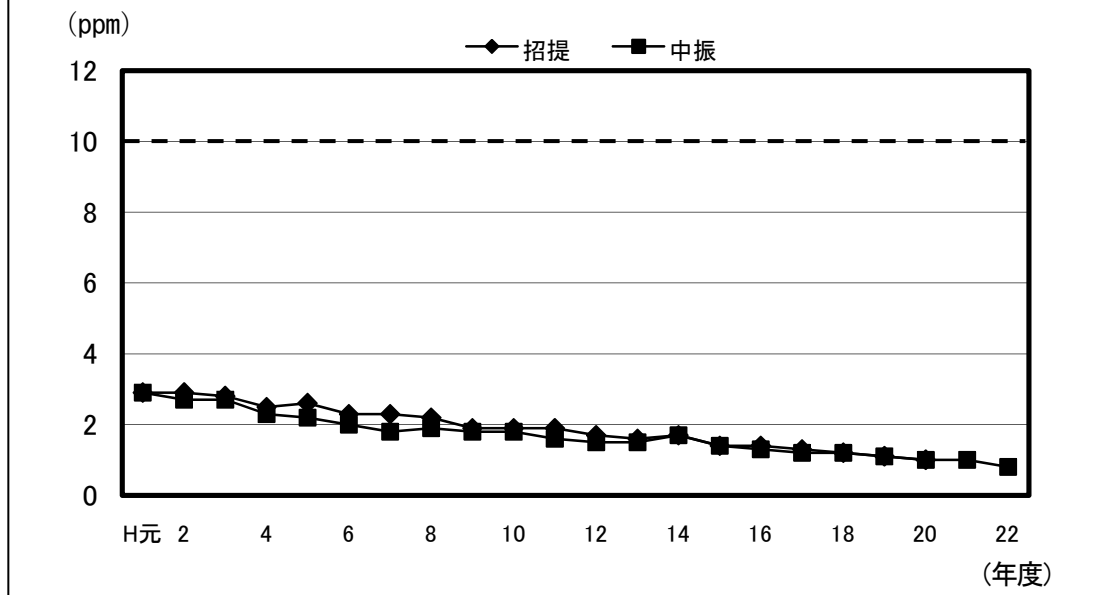


図 1-4 一酸化炭素（2%除外値）の推移と環境基準との比較
 (----- 環境基準)



大気汚染に係る環境基準

項目 物質名	環 境 基 準	達 成 期 間
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	5 年以内 (ア)
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	7 年以内 (イ)
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	早 期 (ア)
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	早 期 (ア)
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	早 期 (ア)
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること	早 期 (ウ)
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること	早 期 (ウ)
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること	早 期 (ウ)
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること	早 期 (ウ)
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること	早 期 (エ)

(備考)

1. 1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 4 時間を超える場合、また、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局は、評価の対象としない。
2. 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係わる評価は、以下の方法による。
 短期的評価：測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。
 長期的評価：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値 (1 日平均値の年間 2% 除外値) を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。
3. 二酸化窒素に係わる評価は、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値 (1 日平均値の年間 98% 値) で評価する。
4. 光化学オキシダントは、1 時間値について評価を行う。また、昼間の 1 時間値とは、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯のことである。
5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係わる評価は、同一地点における 1 年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
 (ア) 昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、(改正昭和 56 年環境庁告示 47 号、平成 8 年環境庁告示 73 号)
 (イ) 昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号、(改正平成 8 年環境庁告示 74 号)
 (ウ) 平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号、(改正平成 13 年環境省告示 30 号)
 (エ) 平成 21 年 9 月 9 日環境省告示 33 号
6. 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針
 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(昭和 51 年 8 月 13 日通知)

I-2 大気汚染常時監視調査結果

1. 概要

大気汚染の状況を把握するため、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で大気汚染物質の常時監視を行っています。市内の大気汚染測定局の概要は、図1-5に示すとおりです。

(1) 窒素酸化物

窒素酸化物は、窒素と酸素が結合して生成される物質の総称で、燃料等を燃焼させることにより発生します。自動車の排気ガスからの発生が比較的大きく、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。大気汚染の常時監視においては、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）を測定しています。これらのうち二酸化窒素について環境基準が定められています。

窒素酸化物は、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で常時監視を行っています。

(2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が10μm以下の大気中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場などから発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされています。また、これらは、微小なため大気中に長時間残留し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

浮遊粒子状物質は、一般局3局、自排局2局及び第二京阪局2局で常時監視を行っています。

(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっています。

光化学オキシダントは強い酸化力をもち、高濃度では目やのどを刺激し、呼吸器へ影響を及ぼすことから、高濃度時に発令される光化学スモッグ予報・注意報について、小学校等に設置されている防災行政無線等により、市民、工場及び事業場に対して周知を行っています。

光化学オキシダントは、一般局3局で常時監視を行っています。

(4) 二酸化硫黄

二酸化硫黄による大気汚染は、硫黄分を多く含む燃料を大量に燃焼することにより起こり、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

二酸化硫黄は、一般局2局及び自排局1局で常時監視を行っています。

(5) 一酸化炭素

一酸化炭素は、体内の酸素循環を阻害するといわれ、燃料の不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっています。

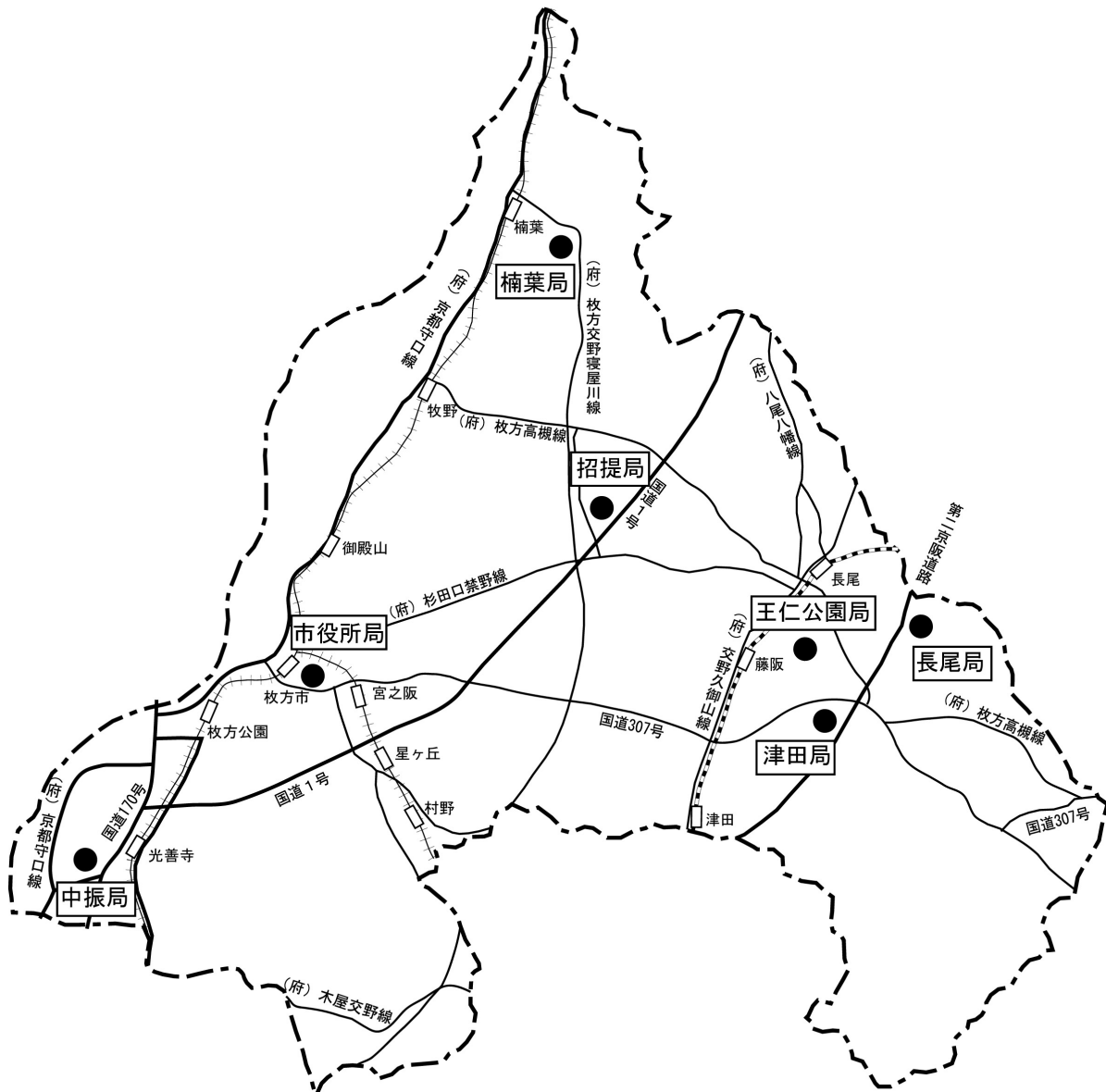
一酸化炭素は、1時間値の1日平均値が環境基準を大きく下回っていることや市内の測定局間の差異がないことから、平成21年度より自排局1局（中振局）で常時監視を行っています。

(6) 非メタン炭化水素

炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こして光化学オキシダントを生成することから、光化学スモッグを発生させる原因物質とされており、各種の炭化水素の中から、光化学的に反応しにくいメタンを除外した炭化水素（非メタン炭化水素）を指標としています。

非メタン炭化水素の主な発生源は、塗装、ガソリンスタンド、化学プラント、自動車等であり、本市では平成22年度より一般局1局（枚方市役所局）で常時監視を行っています。

図 1-5 枚方市大気汚染測定局の概要



局名	一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局		第二京阪道路環境監視局	
	①枚方市役所	②王仁公園	③楠葉	④招提	⑤中振	⑥長尾	⑦津田
測定開始年月日	昭和47年6月	昭和51年7月	昭和50年12月	昭和62年3月	平成元年4月	平成15年3月	平成22年4月
設置場所及び 周辺状況	測定局は、枚方市役所本館に設置されており、採気口の高さは、地上21.0m。用途地域は商業地域で、官公庁団地の一角に位置し、府道枚方富田林泉佐野線から約40mの位置にある。京阪枚方市駅近く、枚方市の中心地。	測定局は、王仁公園のほぼ中央に設置されており、採気口の高さは、地上4.3m。市街化調整区域で府道交野久御山線から約200mの位置にある。	測定局は、枚方市北部支所の2階に設置されており、採気口の高さは、地上6.5m。用途地域は第1種低層住居専用地域で、主要地方道枚方交野寝屋川線から約40mの位置にある。	測定局は、枚方市のほぼ中央部の国道1号西側沿道に設置、採気口の高さは地上1.8m。(浮遊粒子状物質は4.0m)	測定局は、国道1号、国道170号が合流する西側地点に設置、採気口の高さは地上1.8m。(浮遊粒子状物質は4.0m)	測定局は、長尾台4丁目の八田川沿い大阪方面行側に設置、採気口の高さは地上4.0m。	測定局は、津田東町の住宅地域の京都方面行側に設置。採気口の高さは地上4.0m。
測定項目	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○
	一酸化窒素	○	○	○	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	○	○	○	—	—	—
	二酸化硫黄	○	○	—	—	○	—
	一酸化炭素	—	—	—	—	○	—
	風向・風速	○	○	○	○	○	○
	非メタン炭化水素	○	—	—	—	—	—

※第二京阪道路環境監視局について

平成22年3月に第二京阪道路が全線開通したことによる環境影響が懸念されるため、道路が通過する門真市、寝屋川市、交野市、枚方市の4市各2局ずつ合計8局において、環境監視を実施しています。

なお、本市では、第二京阪道路が部分開通した平成15年3月より自動車排出ガス測定局として測定していた長尾局と、全線開通した平成22年4月に設置した津田局の2局で測定しています。

2. 調査結果

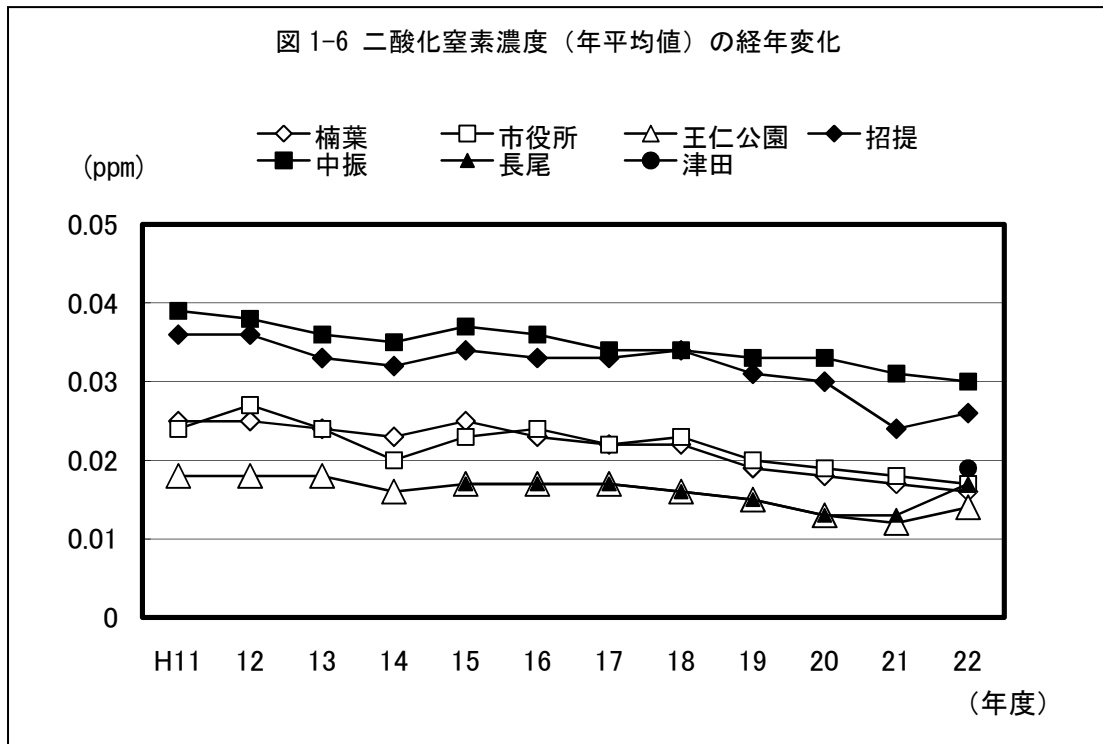
(1) 窒素酸化物

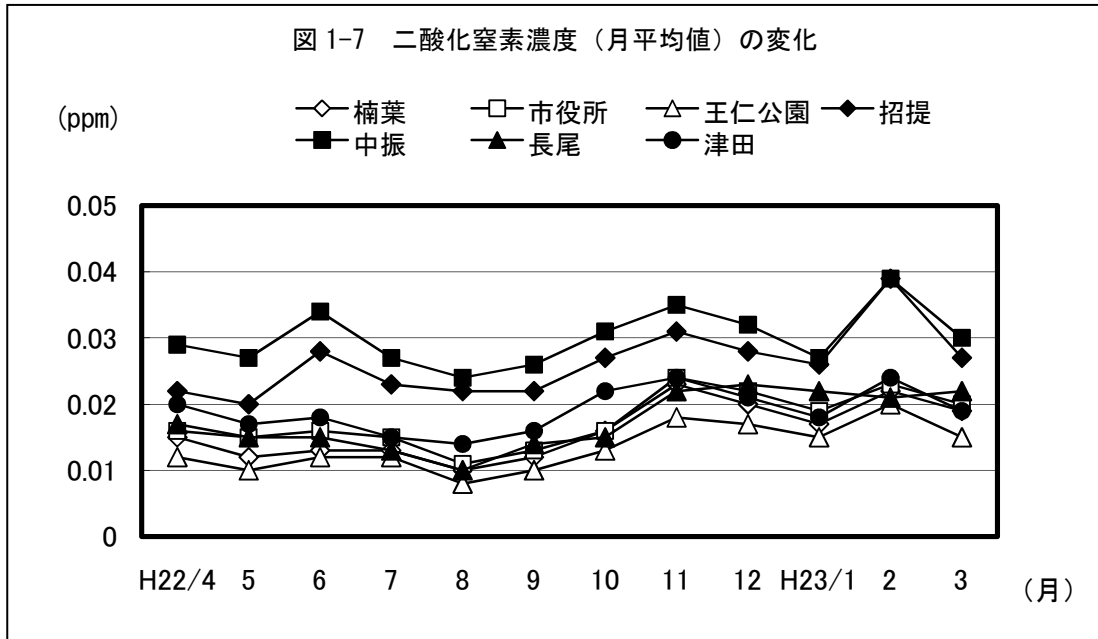
① 二酸化窒素濃度

平成22年度の二酸化窒素濃度の年平均値は表1-2に示すとおり、一般局は0.014ppm（王仁公園局）～0.017ppm（枚方市役所局）、自排局は0.026ppm（招提局）～0.030ppm（中振局）、第二京阪局は0.017ppm（長尾局）～0.019ppm（津田局）でした。年平均値の経年変化は図1-6のとおりであり、緩やかな減少傾向にあります。また、平成22年度の月平均値の変化は図1-7のとおりです。

表 1-2 二酸化窒素測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準 の評価 達成○ 未達成×	
			(日)	(日)			
一般局	楠葉	0.016	0.065	0	3	0.035	○
	枚方市役所	0.017	0.073	0	4	0.037	○
	王仁公園	0.014	0.062	0	1	0.029	○
自排局	招提	0.026	0.097	1	45	0.051	○
	中振	0.030	0.108	1	62	0.052	○
京阪局 第二	長尾	0.017	0.066	0	1	0.032	○
	津田	0.019	0.067	0	1	0.035	○





② 一酸化窒素濃度

平成22年度の一酸化窒素濃度の年平均値は表1-3に示すとおり、一般局は0.002ppm（王仁公園局）～0.006ppm（楠葉局）、自排局は0.030ppm（中振局）～0.039ppm（招提局）、第二京阪局は0.007ppm（長尾局）～0.010ppm（津田局）でした。年平均値の経年変化は図1-8のとおりであり、緩やかな減少傾向にあります。また、平成22年度の月平均値の変化は図1-9のとおりです。

表 1-3 一酸化窒素測定結果

測定局		年平均値	1 時間 値 の最高値	日平均値の 年間 98%値
		(ppm)	(ppm)	(ppm)
一般局	楠 葉	0.006	0.116	0.031
	枚方市役所	0.004	0.117	0.024
	王仁公園	0.002	0.083	0.012
自排局	招 提	0.039	0.381	0.101
	中 振	0.030	0.312	0.083
京阪第二局	長 尾	0.007	0.122	0.019
	津 田	0.010	0.142	0.032

図 1-8 一酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化

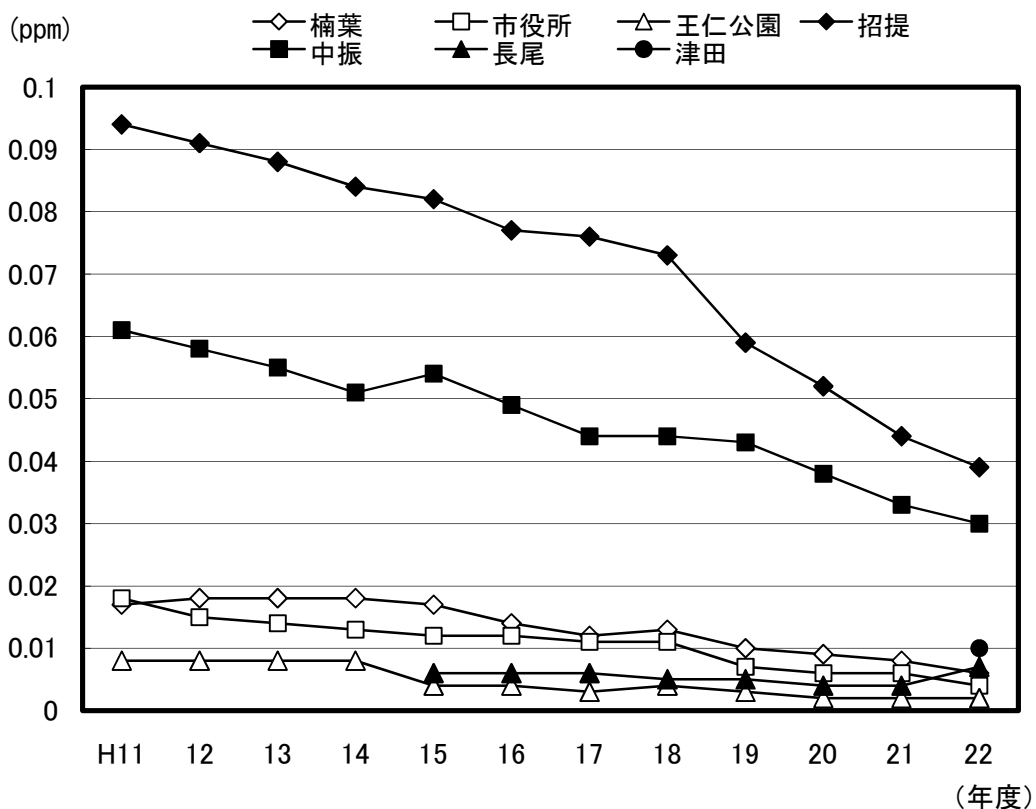
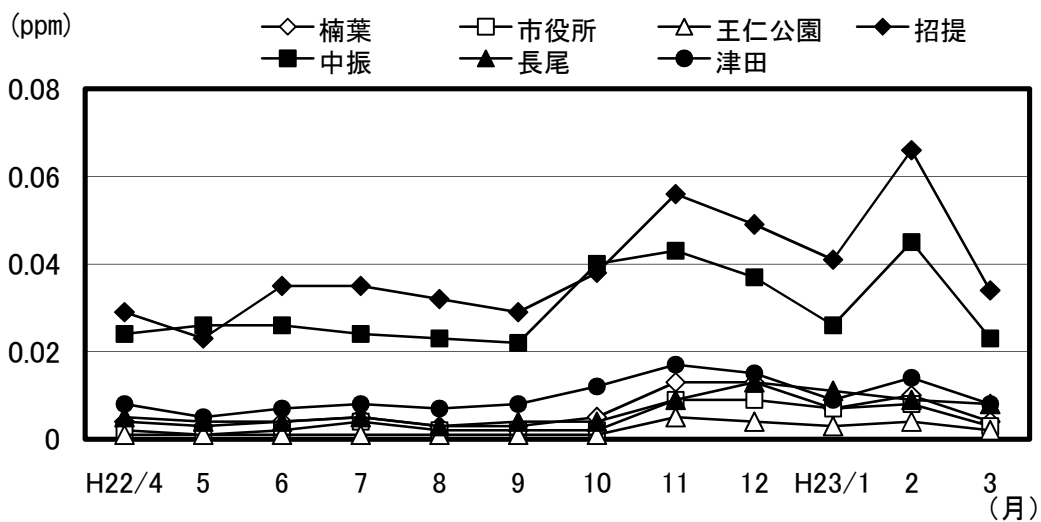


図 1-9 一酸化窒素濃度（月平均値）の変化



(2) 浮遊粒子状物質

平成22年度の浮遊粒子状物質濃度の年平均値は表1-4に示すとおり、一般局は0.018mg/m³（枚方市役所局）～0.022mg/m³（王仁公園局）、自排局は0.019mg/m³（招提局）～0.023mg/m³（中振局）、第二京阪局は0.021mg/m³（津田局）～0.023mg/m³（長尾局）でした。長尾局では1時間値が0.20mg/m³を超える時間が1月に2時間、また中振局でも0.20mg/m³を超える時間が1月から3月にかけて合計5時間観測されており、短期的評価では環境基準が達成できませんでした。

年平均値の経年変化は図1-10のとおりであり、長期的には減少傾向となっています。また、平成22年度月平均値の変化は図1-11のとおりです。

表 1-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局		年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の2%除外 値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の評価	
								長期的 評価	短期的 評価
一般局	楠葉	0.021	0	0	0.105	0.053	無	○	○
	枚方市役所	0.018	0	0	0.089	0.045	無	○	○
	王仁公園	0.022	0	0	0.120	0.059	無	○	○
自排局	招提	0.019	0	0	0.123	0.051	無	○	○
	中振	0.023	5	0	0.363	0.061	無	○	×
京阪局 第二	長尾	0.023	2	0	0.306	0.054	無	○	×
	津田	0.021	0	0	0.093	0.052	無	○	○

図 1-10 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の経年変化

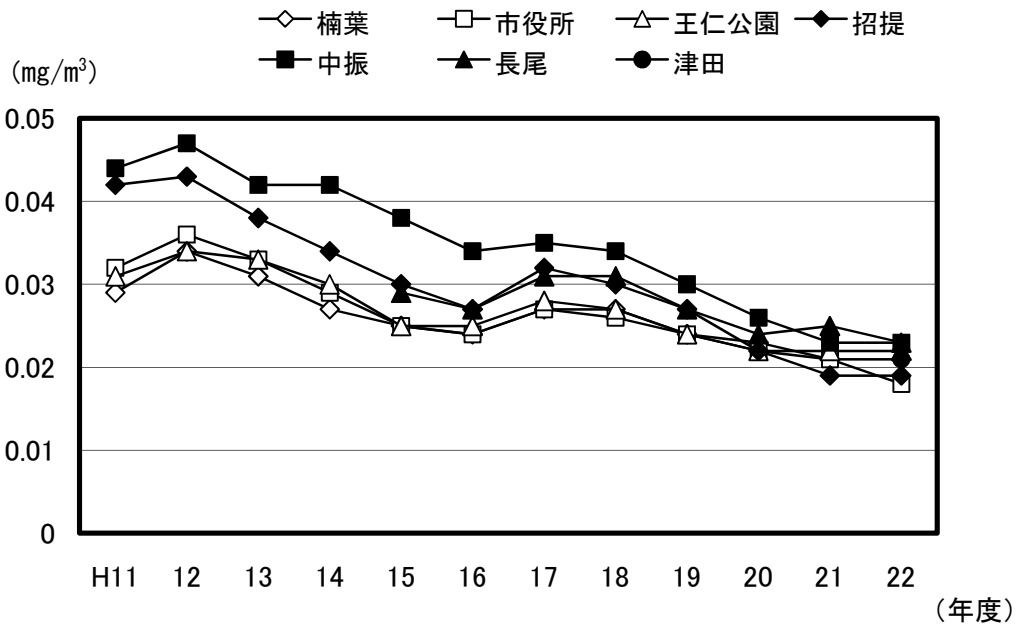
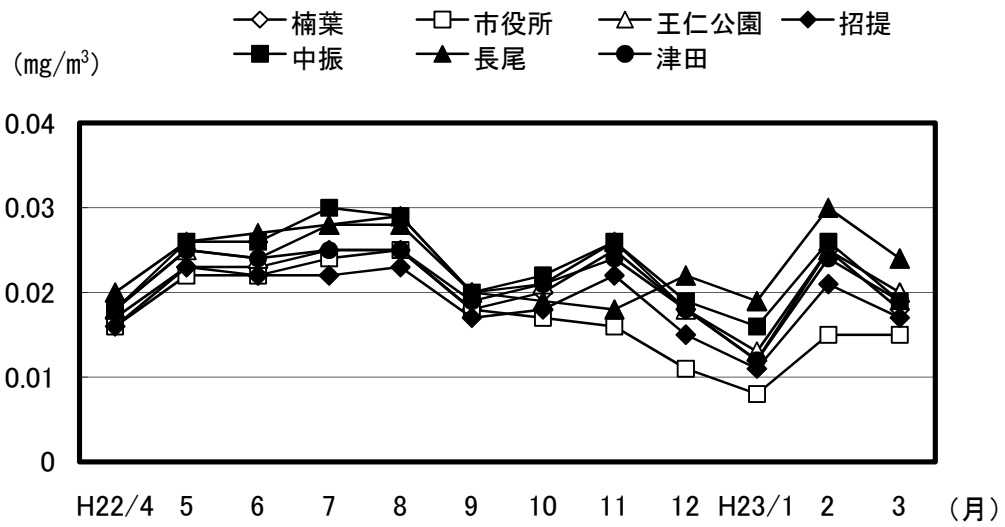


図 1-11 浮遊粒子状物質濃度（月平均値）の変化



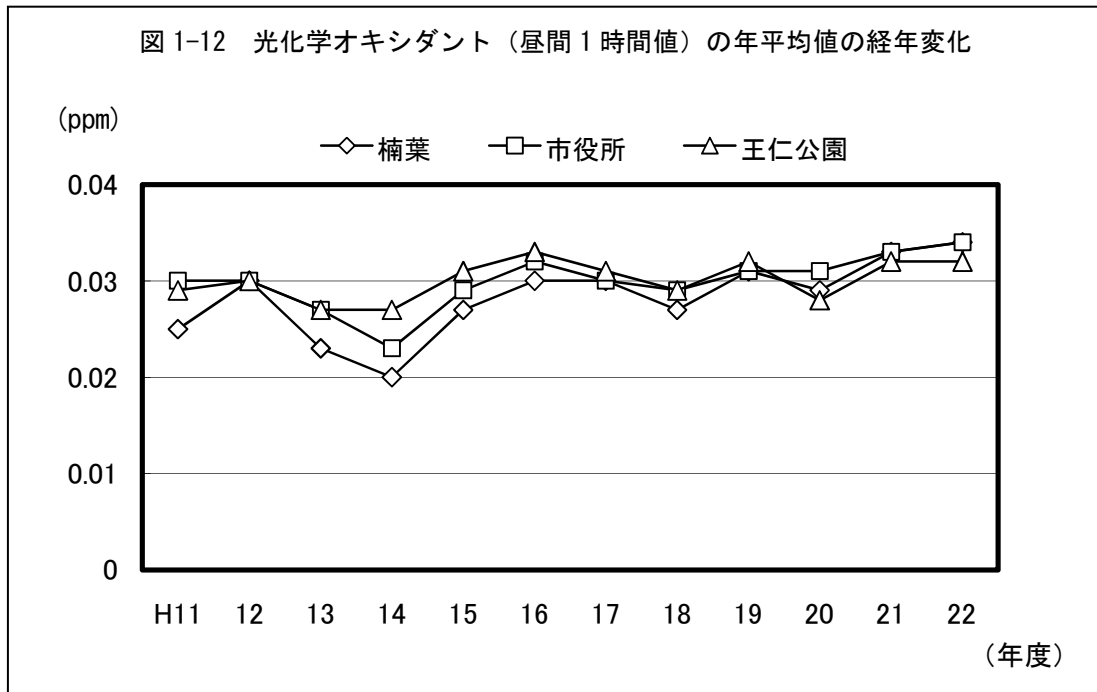
(3) 光化学オキシダント

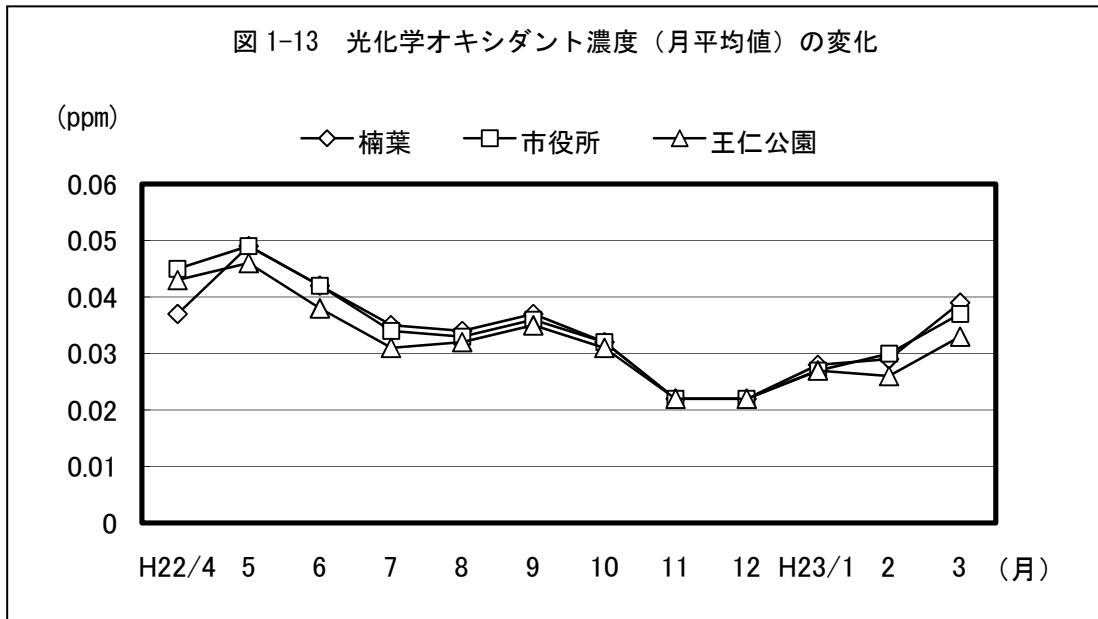
① 光化学オキシダント

平成22年度の各測定局における、光化学オキシダント濃度が昼間の1時間値0.06ppm を超えた時間数は、表1-5に示すとおり498時間（王仁公園局）～552時間（楠葉局）でした。また、各測定局とも光化学スモッグ注意報レベルである0.12ppm を超えた日は2～4日ありました。昼間1時間値の年平均値の経年変化は図1-12のとおりであり、わずかながら増加傾向にあります。また、平成22年度の光化学オキシダント濃度の月平均値の変化は、図1-13に示すとおりです。

表 1-5 光化学オキシダント測定結果

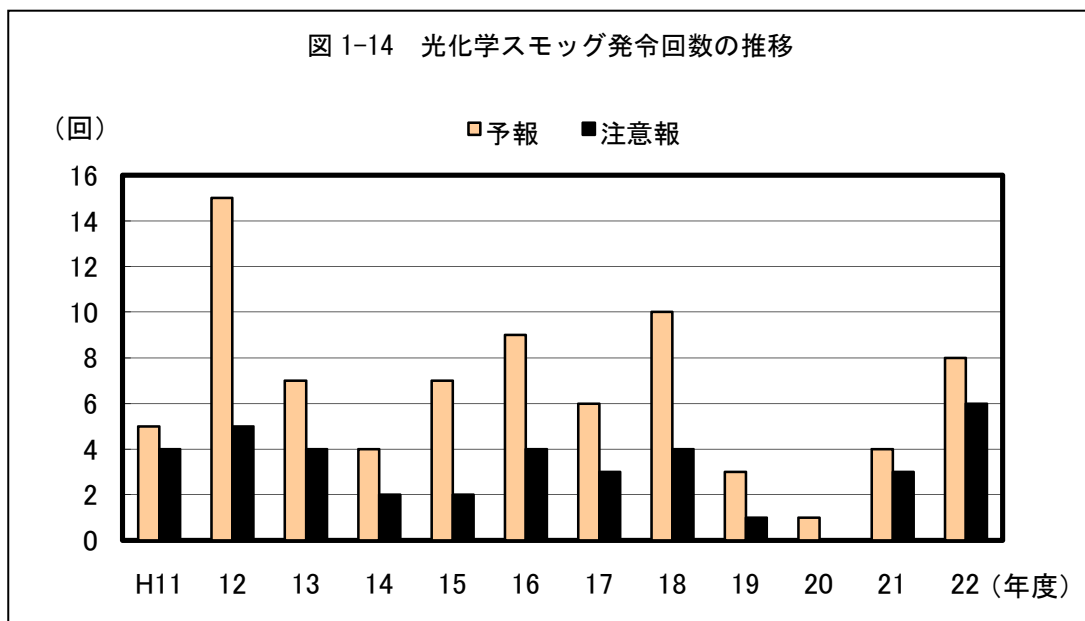
測定局	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	環境基準の評価 達成○ 未達成×
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
楠葉	0.034	97	552	2	5	0.128	0.053	×
枚方市役所	0.034	99	550	4	4	0.128	0.053	×
王仁公園	0.032	95	498	2	5	0.131	0.051	×





② 光化学スモッグ注意報等の発令状況

平成22年度の本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ発令回数は、図1-14に示すとおり
 予報8回、注意報は6回で、平成21年度より増加しています。

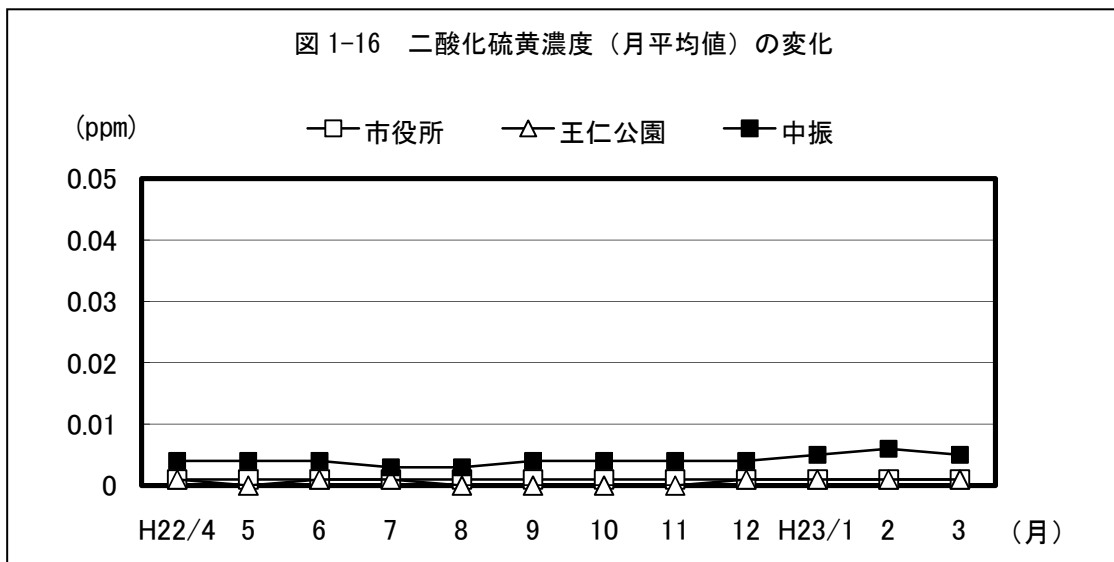
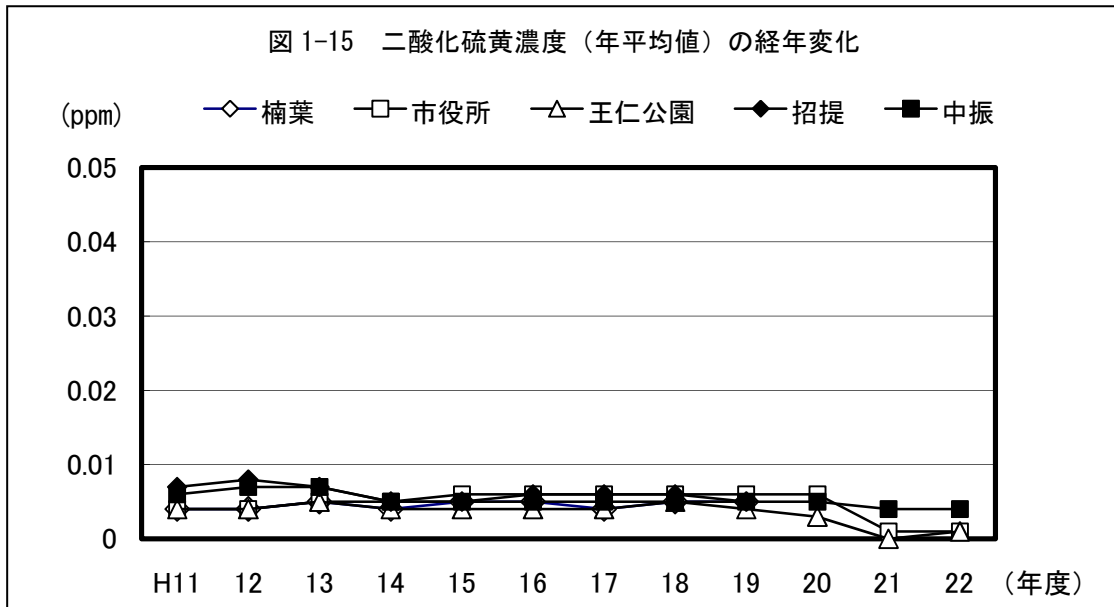


(4) 二酸化硫黄

平成22年度の二酸化硫黄濃度の年平均値は表1-6に示すとおり、一般局の王仁公園局と枚方市役所局が0.001ppm、自排局の中振局が0.004ppm でした。年平均値の経年変化は図1-15のとおりであり、低い水準で推移しています。また、平成22年度月平均値の変化は図1-16のとおりです。

表 1-6 二酸化硫黄測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	1 時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の 2%除外 値 (ppm)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日が 2 日 以上連続 したことの 有無	環境基準の評価 達成○ 未達成×		
							長期的評価	短期的評価	
一般局	枚方市役所	0.001	0	0	0.010	0.003	無	○	○
	王仁公園	0.001	0	0	0.008	0.002	無	○	○
自排局	中 振	0.004	0	0	0.017	0.008	無	○	○



(5) 一酸化炭素

平成22年度の一酸化炭素濃度の年平均値は、表1-7に示すとおり0.5ppm（中振局）でした。年平均値の経年変化は、図1-17のとおりであり、低い水準で推移しています。また、平成22年度月平均値の変化は、図1-18のとおりです。

表 1-7 一酸化炭素測定結果

測定局	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の評価	
	(ppm)	(回)	(日)	(ppm)	(ppm)		長期的評価	短期的評価
中 振	0.5	0	0	2.0	0.8	無	○	○

図 1-17 一酸化炭素濃度（年平均値）の経年変化（自排局）

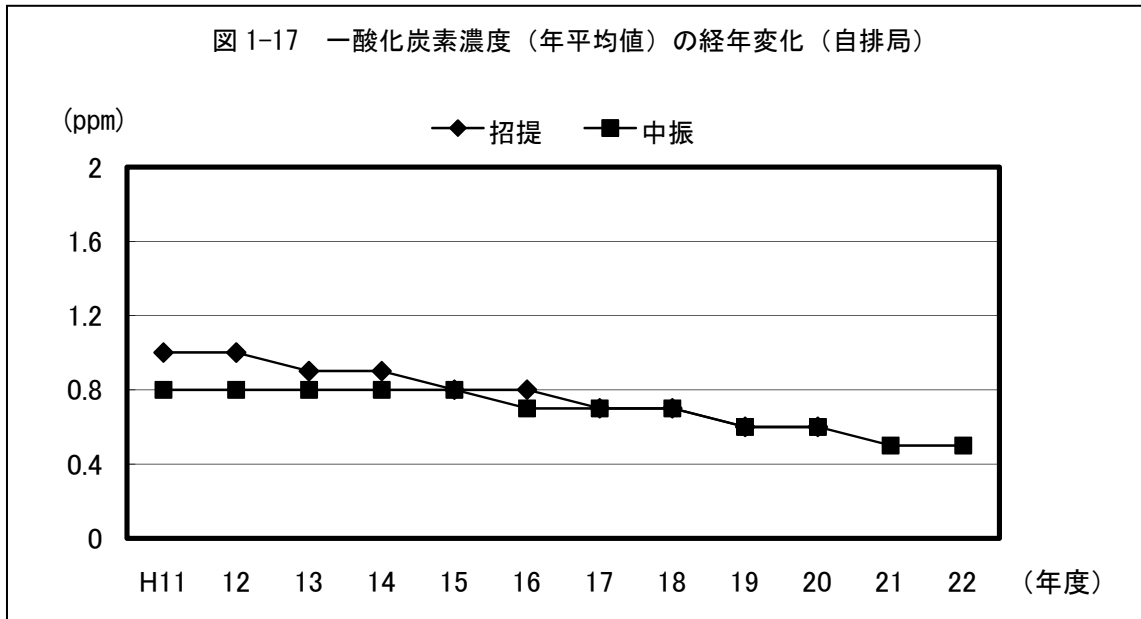
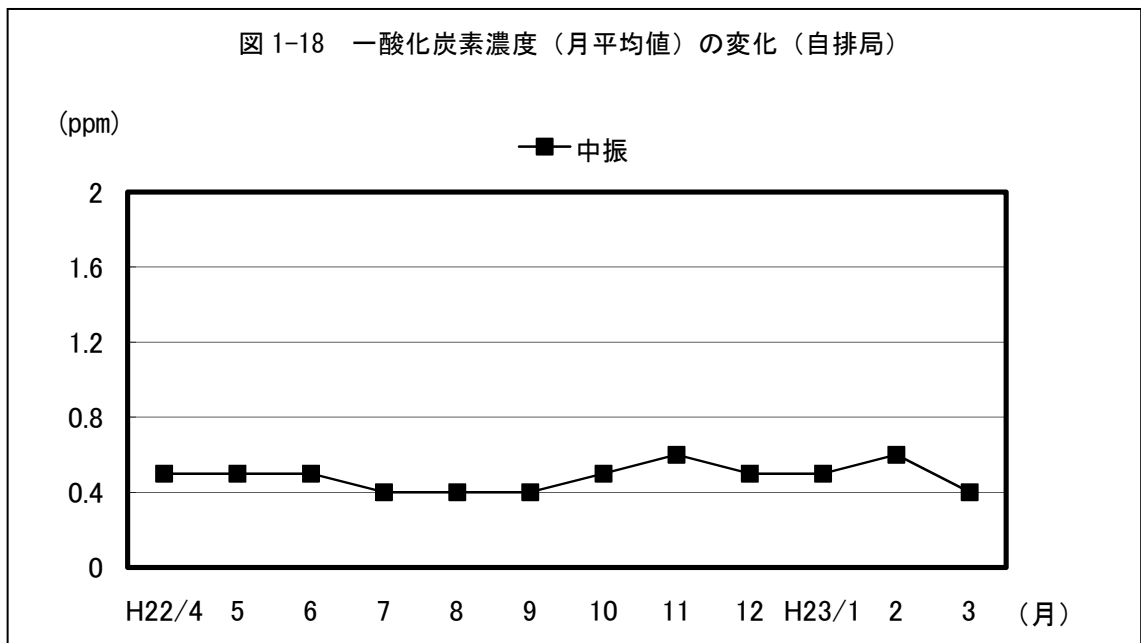


図 1-18 一酸化炭素濃度（月平均値）の変化（自排局）



(6) 非メタン炭化水素

枚方市役所局で、平成22年度より非メタン炭化水素の測定を開始しました。

非メタン炭化水素には、環境基準は設定されていませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和51年8月13日）」で、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から0.31ppmC の範囲にある。」とされています。

平成22年度では、年平均値0.16ppmC、午前6時から9時までの3時間平均値は0.18ppmC ですが、午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmC を超えた日数は134日で、そのうち、0.31ppmC を超えた日数は25日あり、指針値を超えて観測されています。

表 1-8 非メタン炭化水素測定結果

測定局	年平均値	6～9時 3時間平均値 の年平均値	6～9時 3時間平均値 の最高値	6～9時 3時間平均 値が0.20ppmC を超えた日数	6～9時 3時間平均 値が0.31ppmC を超えた日数	指針の評価 達成○ 未達成×
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)	
枚方市役所	0.16	0.18	0.61	134	25	×

I-3 有害大気汚染物質調査結果

1. 概要

大気中の濃度が低濃度であっても人が長期的に暴露された場合には人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、枚方市役所局（一般局）で 19 物質、招提局（自排局）で 5 物質について調査を行いました。

平成 22 年度の調査の結果、環境基準値が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を下回っていました。また、環境基準が設定されていない物質のうち、指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン並びにヒ素及びその化合物については、すべて指針値を下回っていました。

2. 調査結果

(1) 環境基準が設定されている物質

平成 22 年度の枚方市役所局におけるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの濃度の年平均値は表 1-9 に示すとおり、すべて環境基準値を下回っていました。また、招提局におけるベンゼンの濃度の年平均値は、表 1-10 に示すとおり環境基準値を下回っていました。

表 1-9 環境基準が設定されている物質の調査結果（枚方市役所局）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	環境基準値	年平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	0.94	0.28	1.5
トリクロロエチレン	200	0.35	0.095	0.86
テトラクロロエチレン	200	0.16	<0.035	0.35
ジクロロメタン	150	1.4	0.51	3.5

表 1-10 環境基準が設定されている物質の調査結果（招提局）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	環境基準値	年平均値	最小値	最大値
ベンゼン	3	0.96	0.56	1.7

(2) 指針値が設定されている物質及びその他の有害大気汚染物質

平成 22 年度の枚方市役所局におけるアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び 1,3-ブタジエンの濃度の年平均値は表 1-11 に示すとおり、すべて指針値を下回っていました。

平成 22 年 10 月に新たに指針値が設定されたヒ素及び無機ヒ素化合物は、平成 22 年度はヒ素及びその化合物として全ヒ素を測定しましたが指針値を下回っていました。また、招提局における 1,3-ブタジエンの濃度の年平均値は表 1-12 に示すとおり、指針値を下回っていました。

その他の有害大気汚染物質については、表 1-13 及び表 1-14 のとおりです。

表 1-11 指針値が設定されている物質の調査結果（枚方市役所局）

物質名	単位	指針値	年平均値	最小値	最大値
アクリロニトリル	μg/m ³	2	0.012	<0.014	0.029
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10	0.023	<0.018	0.059
水銀及びその化合物	ng/m ³	40	1.9	1.4	2.8
ニッケル化合物	ng/m ³	25	5.0	2.1	9.5
クロロホルム	μg/m ³	18	0.17	0.12	0.23
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	1.6	0.11	0.060	0.17
1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5	0.15	0.045	0.32
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	6	1.4	0.11	2.8

表 1-12 指針値が設定されている物質の調査結果（招提局）

物質名	単位	指針値	年平均値	最小値	最大値
1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5	0.19	0.034	0.31

表 1-13 その他の有害大気汚染物質の調査結果（枚方市役所局）

物質名	単位	年平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	μg/m ³	3.5	2.7	3.9
酸化エチレン	μg/m ³	0.086	0.037	0.13
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.068	0.010	0.25
ホルムアルデヒド	μg/m ³	3.0	2.0	4.3
バリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0071	<0.0086	0.010
マンガン及びその化合物	ng/m ³	30	3.9	59
クロム及びその化合物	ng/m ³	4.4	1.6	7.1

表 1-14 その他の有害大気汚染物質の調査結果（招提局）

物質名	単位	年平均値	最小値	最大値
アセトアルデヒド	μg/m ³	3.3	2.6	3.9
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.070	0.024	0.22
ホルムアルデヒド	μg/m ³	3.4	2.1	4.5

I-4 大気中のアスベスト濃度調査結果

1. 概要

平成22年11月24日から26日の3日間に、枚方市役所局で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点における3日間のアスベスト濃度は、全て0.057本/リットル未満でした。なお、この値は、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア（※）と比べて低い濃度でした。

2. 調査結果

調査地点における3日間のアスベスト濃度測定結果は、表1-15のとおりです。また、各年度におけるアスベスト濃度の最大値については、表1-16のとおりです。

表1-15 大気中のアスベスト濃度調査結果

調査地点	アスベスト濃度（本/リットル）		
	11月24日	11月25日	11月26日
枚方市役所局	<0.057	<0.057	<0.057

※世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

表1-16 一般環境大気測定局における大気中のアスベスト濃度の最大値（本/リットル）

調査地点	アスベスト濃度（本/リットル）					
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
枚方市役所局	0.8	0.04	0.057	<0.057	<0.057	<0.057
王仁公園局	1.1	0.04	0.057	-	-	-
楠葉局	1.0	0.06	0.11	-	-	-

Ⅱ 公共用水域水質調査結果

1. 概要

(1) 市内河川の概要

本市域は、淀川と生駒山地の北端の間にひらけており、市南部の一部寝屋川水系の河川を除き、ほとんどの河川が淀川に流入しています。

淀川水系の主要な河川としては、一級河川である船橋川、穂谷川、天野川のほか、黒田川、安居川などがあり、直接淀川に注いでいます。これらの河川のうち、天野川は生駒山麓に源を発し、生駒市、交野市を経て本市域に至っており、広い流域面積を有していますが、他の河川はいずれも流域が本市域に限られ、流路延長も比較的短くなっています。また、市南西部を流域とする淀川左岸幹線第一水路は、寝屋川水系に属しています。

(2) 水質調査の概要

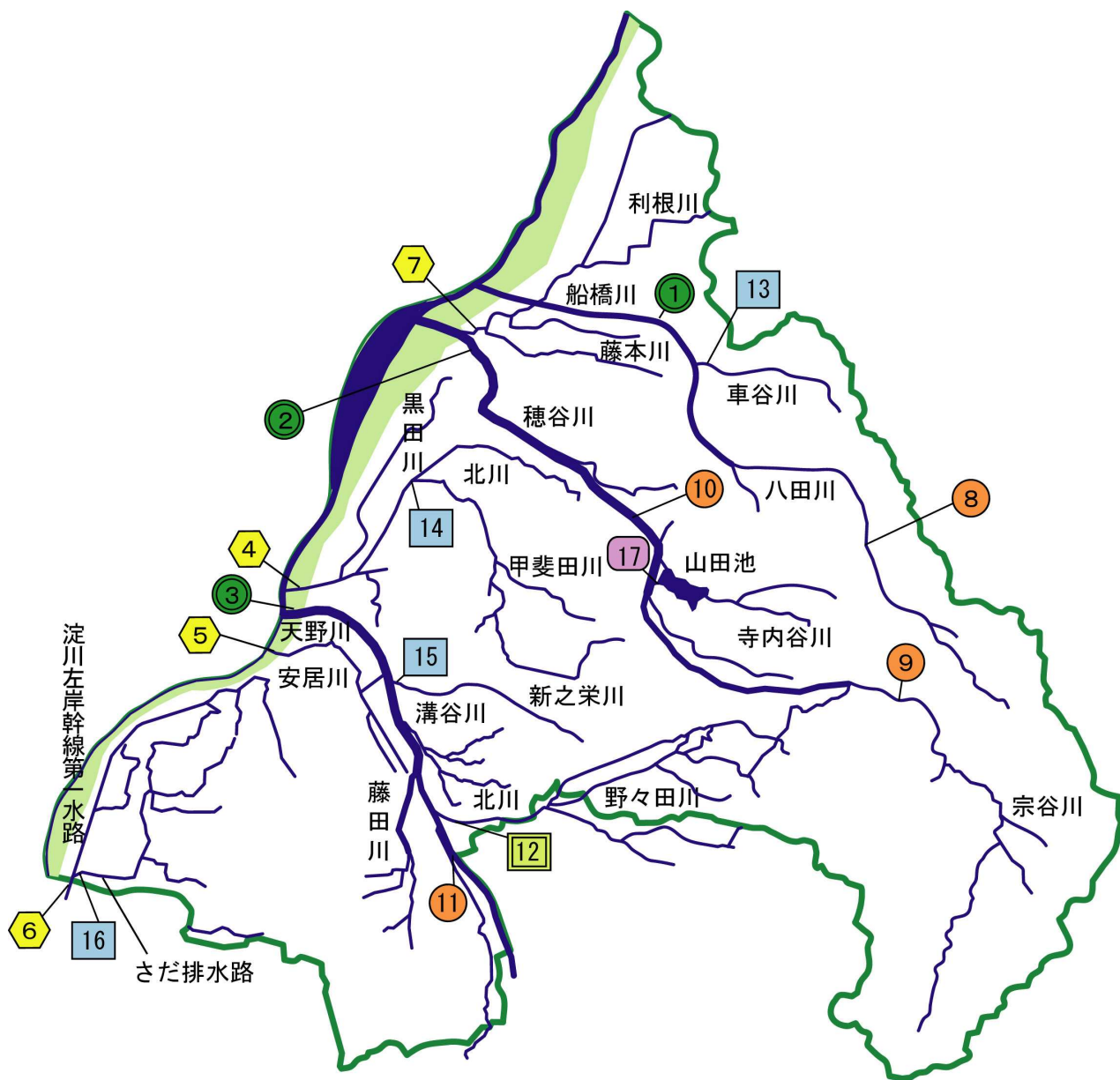
本市では、市内の水質汚濁の状況を把握するため、環境基準点 3 地点、準基準点 4 地点のほか、独自測定点と湖沼測定点を設定し、河川 16 地点及び山田池 1 地点において、水質調査を実施しています。

環境基準点 3 地点、準基準点 4 地点の調査については、水質汚濁防止法の規定により大阪府が策定した公共用水域の水質測定計画に基づくものとなっています。

なお、平成 22 年度からは、工場・事業場からの汚濁負荷の低減や下水道整備の推進などにより、市内河川の水質が改善傾向にあることなどから、調査地点、調査項目、調査回数の見直しを行い、特に独自測定点では、河川流域の工場立地や下水道整備状況に応じて、工場の下流にあたる地点では健康項目に、環境基準点の上流にあたる地点では生活環境項目に重点を置いた測定を行っています。

さらに、平成 22 年度には、環境基準点 3 地点が水生生物の保全に係る類型指定されたため、全亜鉛について、準基準点を含め、生活環境項目として調査するとともに、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された 1,4-ジオキサンについて、平成 22 年度から健康項目として調査を行いました。

河川等の水質調査地点を図 2-1 に、水質調査項目と水質調査回数を表 2-1 に示します。



- : 環境基準点
 : 準基準点
 : 生活環境項目測定点
 : 健康項目測定点
 : 健康項目・生活環境項目測定点
 : 湖沼測定点

図 2-1 河川等水質調査地点図

番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	7	藤本川	淀川合流直前	13	車谷川	車谷川流末
2	穂谷川	淀川合流直前	8	船橋川	新宇治橋	14	黒田川	北川合流直前
3	天野川	淀川合流直前	9	穂谷川	上渡場橋	15	溝谷川	溝谷川流末
4	黒田川	西ノ口樋門	10	穂谷川	穂谷川新橋	16	蹉跎排水路	蹉跎排水路流末
5	安居川	淀川合流直前	11	天野川	枚方交野市境	17	山田池	山田池池尻
6	淀川左岸幹線第一水路	枚方寝屋川市境	12	北川	北川流末			

表 2-1 水質調査項目及び調査回数

調査項目	調査回数 (回/年)							
	環境 基準点	準 基準点	独自測定点			湖沼 測定点		
			健康項目 測定点	生活環境 項目 測定点	両項目 測定点			
健康項目	・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 (ただし、アルキル水銀については総水銀が 検出された時に限る。)	4	2	4	-	4	-	
	・PCB	1	1	-	-	-	-	
	・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・ベンゼン	4	2	4	-	4	-	
	・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ	2	2	-	-	-	-	
	・セレン	4	2	-	-	-	-	
	・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	2	4	-	4	1	
	・ぼう素 ・ふっ素	4	2	4	-	4	-	
	・1,4-ジオキサソ	4	2	-	-	-	-	
	生活環境項目	・水素イオン濃度(pH)	48	24	-	4	4	2
		・溶存酸素量(DO) ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・化学的酸素要求量(COD) ・浮遊物質(SS) ・大腸菌群数(E-coli.)	12	6	-	4	4	2
・全窒素(T-N) ・全りん(T-P)		4	2	-	4	4	2	
・全亜鉛		12	4	4	-	4	-	
特殊項目		・ノルマルヘキサン抽出物質 ・フェノール類	1	1	-	-	-	-
		・銅 ・溶解性鉄 ・溶解性マンガン ・全クロム	1	1	1	-	1	-
	・陰イオン界面活性剤 ・りん酸性りん	1	1	-	-	-	-	
	・硝酸性窒素 ・亜硝酸性窒素 ・アンモニウム性窒素	4	2	4	-	4	-	
要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン ・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン ・ダイアジノン ・フェニトロチオン ・イソプロチオラン ・オキシソル銅 ・クロロタロニル ・プロピザミド ・EPN ・ジクロロボス ・フェノブカルブ ・イプロベンホス ・クロルニトロフェン ・トルエン ・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル ・ニッケル ・モリブデン ・アンチモン ・塩化ビニルモノマー ・エピクロロヒドリン ・全マンガン ・ウラン ・フェノール ・ホルムアルデヒド	1	1	-	-	-	-	
	特定項目	・トリハロメタン生成能 ・クロロホルム生成能 ・ブromoジクロロメタン生成能 ・ジブromoクロロメタン生成能 ・ブromoホルム生成能	1	1又は0	-	-	-	-

※調査項目は、平成 22 年度大阪府公共用水域の水質測定計画による。

2. 環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康に関する環境基準（以下「健康項目」）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」）があります。（水質汚濁に係る環境基準については、29ページ参照）。生活環境項目に関しては、水域類型別に基準が定められており、淀川水系に属する一級河川の船橋川、穂谷川及び天野川の3河川が、いずれもB類型に指定されています。また、淀川左岸幹線第一水路が流入する寝屋川が、D類型に指定されています。

(1) 健康項目

カドミウム、全シアンなどの健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。測定結果は表 2-8 (p. 30) に示すとおりです。

(2) 生活環境項目

①環境基準点での環境基準達成状況

生物化学的酸素要求量（BOD）については、環境基準点3地点（船橋川、穂谷川及び天野川の流末）のうち、天野川では環境基準を達成し、船橋川及び穂谷川では、環境基準を達成できませんでした。浮遊物質質量（SS）については、船橋川では環境基準を達成し、穂谷川及び天野川では環境基準を達成できませんでした。溶存酸素量（DO）については、環境基準点3地点で環境基準を達成しました。水素イオン濃度（pH）及び大腸菌群数については、環境基準点3地点で環境基準を達成できませんでした。

生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成状況と、生活環境項目の環境基準値超過状況を、表 2-2 及び表 2-3 に示します。また、測定結果は表 2-9 (p. 31) に示すとおりです（水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準については、29ページ参照）。

表 2-2 環境基準点におけるBODの環境基準達成状況

河川名	地点名	環境基準値	BOD75%値	環境基準の評価 達成○、未達成×
船橋川	新登橋上流	3mg/L 以下	3.3	×
穂谷川	淀川合流直前		5.5	×
天野川	淀川合流直前		2.8	○

(注) 75%値:年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に 0.75 を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

表 2-3 環境基準点における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目 河川	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
船橋川	6/48	13	6/12	50	0/12	0	0/12	0	2/12	17
穂谷川	2/48	42	6/12	50	1/12	8	0/12	0	3/12	25
天野川	5/48	10	2/12	17	1/12	8	0/12	0	3/12	25

(注) nは総検体数、mは環境基準値超過検体数を示している。

環境基準点でのBOD（75%値）の推移と環境基準との比較を図 2-2 に、環境基準点でのBODの変化（年平均値と汚濁負荷量）の経年変化を図 2-3 及び図 2-4 に示します。

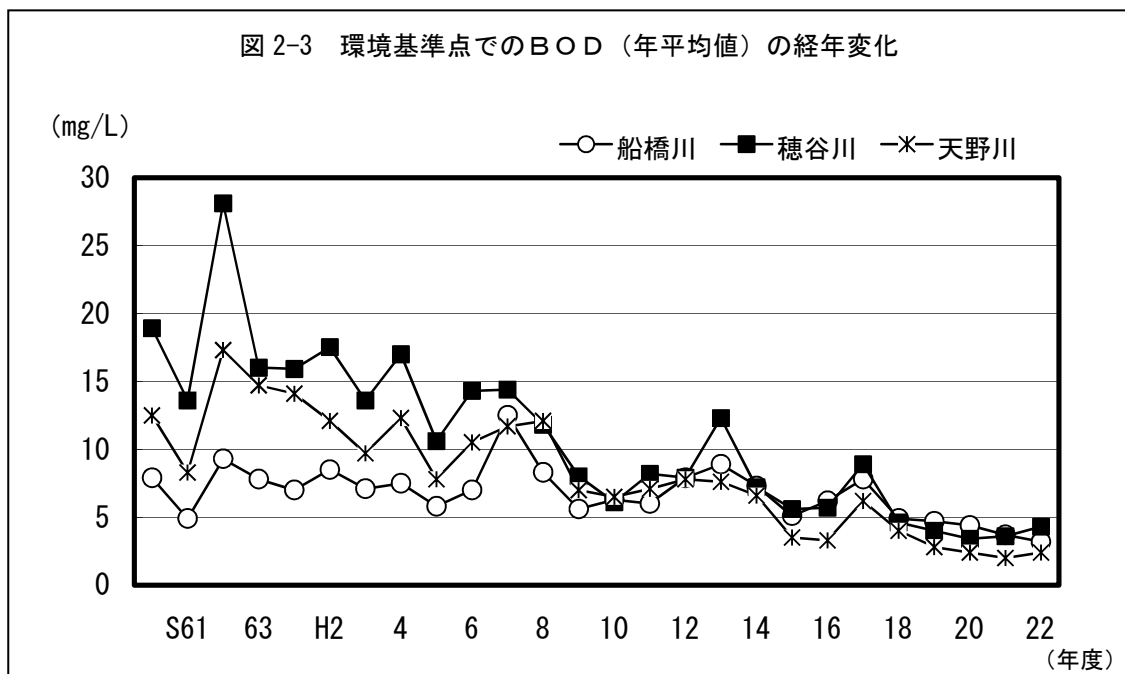
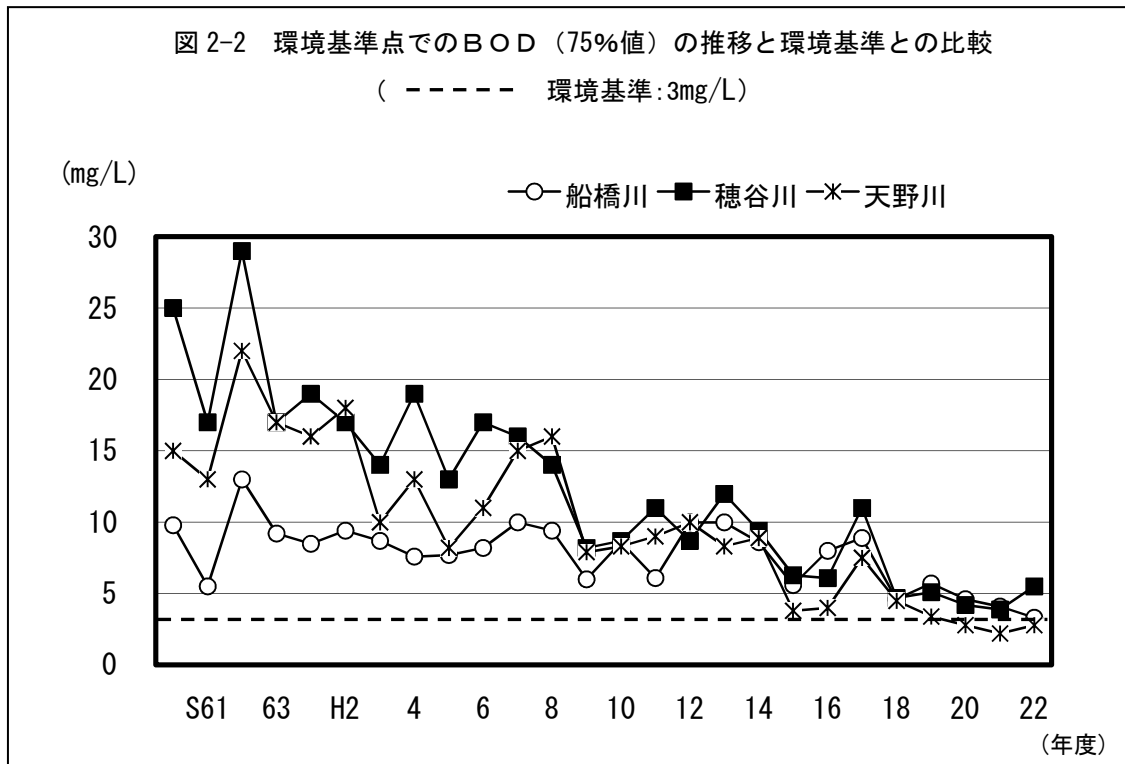
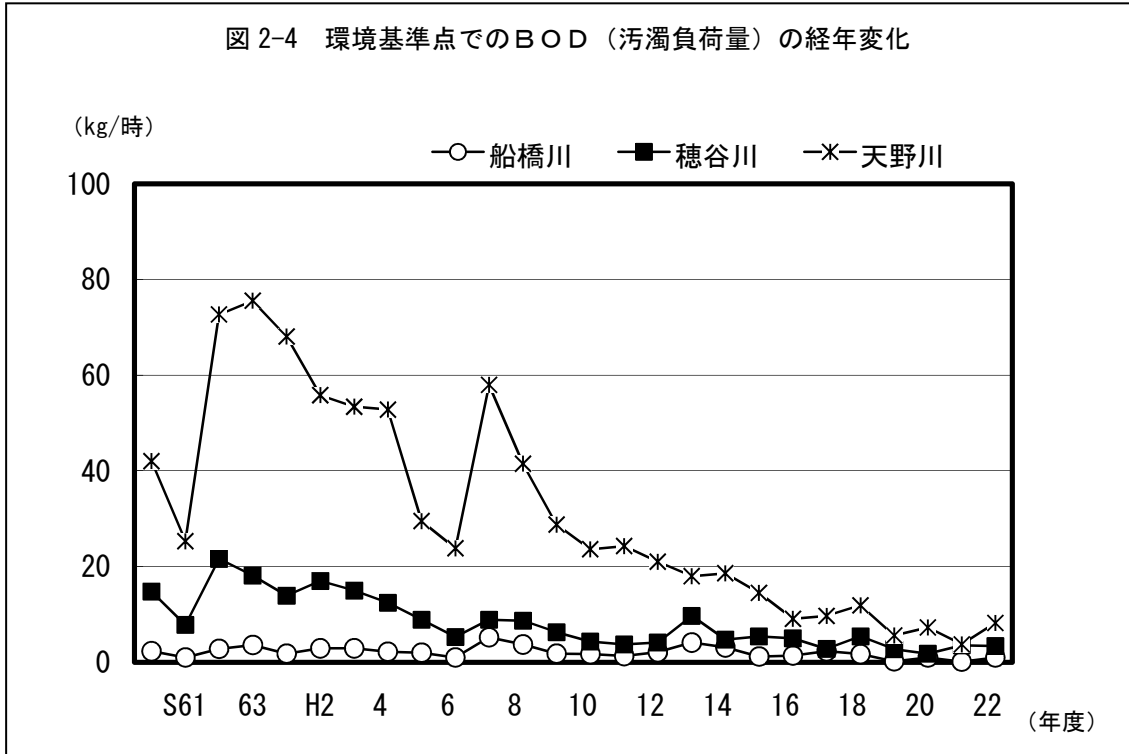


図 2-4 環境基準点でのBOD（汚濁負荷量）の経年変化



②準基準点での環境基準値との比較

準基準点については、生活環境項目の環境基準は適用されませんが、河川の汚濁状況をみるため、環境基準値との比較を表 2-4 に示します。淀川水系の黒田川、安居川及び藤本川については B 類型の基準と、寝屋川水系の淀川左岸幹線第一水路については、D 類型の基準との比較を行っています。

表 2-4 準基準点における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目 河川	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
黒田川	7/48	15	3/12	25	1/12	8	0/12	0	1/12	8
安居川	1/48	2	0/12	0	0/12	0	0/12	0	3/12	25
藤本川	5/48	10	2/12	17	0/12	0	0/12	0	0/12	0
淀川左岸幹線第一水路	2/48	4	1/12	8	0/12	0	0/12	0	0/12	0

(注) n は総検体数、m は環境基準値を超えた検体数を示している。

③生活環境項目測定点での環境基準値との比較

ア. 船橋川水系

船橋川水系は、環境基準点である新登橋上流と新宇治橋の2地点で測定しています。平成22年度の船橋川水系における生活環境項目の環境基準値超過状況は、表2-5に示すとおりです。

新宇治橋では、水素イオン濃度（pH）と溶存酸素量（DO）については、環境基準値を当てはめると適合状態にあることがわかりました。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）と大腸菌群数については、環境基準値を超過していました。

表2-5 船橋川水系における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目 地点名	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
新登橋 上流	6/48	13	6/12	50	0/12	0	0/12	0	2/12	17
新宇治橋	0/4	0	4/4	100	1/4	25	0/4	0	1/4	25

(注) nは総検体数、mは環境基準値を超えた検体数を示している。

イ. 穂谷川水系

穂谷川水系は、環境基準点である淀川合流直前、上渡場橋と穂谷川新橋の3地点で測定しています。平成22年度の穂谷川水系における生活環境項目の環境基準値超過状況は、表2-6に示すとおりです。

上渡場橋では、浮遊物質（SS）と溶存酸素量（DO）については、環境基準値を当てはめると適合状態にあることがわかりました。一方、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）と大腸菌群数については、環境基準値を超過していました。

穂谷川新橋では、生物化学的酸素要求量（BOD）を除くすべての項目で環境基準値を当てはめると適合状態にあることがわかりました。

表2-6 穂谷川水系における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目 地点名	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
淀川 合流直前	2/48	4	6/12	50	1/12	8	0/12	0	3/12	25
上渡場橋	1/4	25	2/4	50	0/4	0	0/4	0	1/4	25
穂谷川 新橋	0/4	0	2/4	50	0/4	0	0/4	0	0/4	0

(注) nは総検体数、mは環境基準値を超えた検体数を示している。

ウ. 天野川水系

天野川水系は、環境基準点である淀川合流直前、枚方交野市境と北川流末の 3 地点で測定しています。平成 22 年度の天野川水系における生活環境項目の環境基準値超過状況は、表 2-7 に示すとおりです。

枚方交野市境では、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）と溶存酸素量（DO）については、環境基準値を当てはめると適合状態にあることがわかりました。一方、水素イオン濃度（pH）と大腸菌群数については、環境基準値を超過していました。

北川流末では、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）と大腸菌群数については、環境基準値を当てはめると適合状態にあることがわかりました。一方、水素イオン濃度（pH）と生物化学的酸素要求量（BOD）については、環境基準値を超過していました。

表 2-7 天野川水系における生活環境項目の環境基準値超過状況

項目 地点名	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
淀川 合流直前	5/48	10	2/12	17	1/12	8	0/12	0	3/12	25
枚方交野 市境	2/4	50	0/4	0	0/4	0	0/4	0	1/4	25
北川流末	1/4	10	3/4	75	0/4	0	0/4	0	0/4	0

(注) n は総検体数、m は環境基準値を超えた検体数を示している。

(3) 特殊項目

特殊項目について測定した結果は、表 2-10 (p. 32) に示すとおりです。

(4) 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、国において引き続き知見の集積に努めるべき物質として「要監視項目」が設定されています。要監視項目について 7 地点で測定した結果、表 2-11 (p. 33) に示すとおり、指針値を超えて検出された地点はありませんでした。

(5) 特定項目

「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の規定に基づき、特定項目について上水道水源水域である 6 地点で測定した結果は、表 2-12 (p. 33) に示すとおりです。なお、トリハロメタン生成能の水質目標は定められていません。

水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及びP C B 0.0005 mg/L)。
- 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
また、アルキル水銀及びP C Bについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。
さらに、総水銀に係る評価方法は、備考3のとおり。
- 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

河 川 ア.

②生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
D	工業用水2級、 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点について、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。						

(注) 1) MPN/100mLとは、最確数法 (MPN法) により算出した 100mL中の最確数を表す。

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全亜鉛
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。		

(注) 水生生物の保全の観点から、全亜鉛が生活環境の保全に関する環境基準に追加され、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物B」の類型指定が平成 21 年 6 月 30 日に行われ、平成 22 年 4 月 1 日から適用されています。

表 2-8 公共用水域水質測定結果統括表（健康項目）

（単位：mg/L）

水域名	No.	測定地点名	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサソ	
淀川水系	1	新登橋上流	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	1.8	0.13	0.04	<0.005	
		13 車谷川流末	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	1.5	0.18	0.04	—	
	穂谷川水系	2	淀川合流直前	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	2.3	0.15	0.04	<0.005
		黒田川水系	4	西ノ口樋門	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	2.9	0.16	0.03
	14		北川合流直前	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	2.6	0.19	0.03	—
	天野川水系	3	淀川合流直前	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	1.9	0.15	0.03	<0.005
		12	北川流末	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	2.2	0.15	0.03	—
		15	溝谷川流末	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	4.2	0.24	0.24	—
	安居川水系	5	淀川合流直前	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	6.5	0.11	0.05	<0.005
	藤本川水系	7	淀川合流直前	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	2.3	0.11	0.03	<0.005
寝屋川水系	6	枚方・寝屋川市境	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	1.3	0.10	0.03	<0.005	
	16	蹠詫排水路流末	<0.001	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	2.7	0.18	0.04	—	
環境基準			0.01 mg/L 以下	検出されないこと	0.01 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	

備考：測定値は年間平均値です。ただし、全シアンは年間最高値です。

（単位：mg/L）

水域名	No.	測定地点名	P C B	四塩化炭素	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
淀川水系	1	新登橋上流	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
		13 車谷川流末	—	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	—	—	—	<0.001	—
穂谷川水系	2	淀川合流直前	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
	黒田川水系	4	西ノ口樋門	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001
14		北川合流直前	—	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	—	—	—	<0.001	—
天野川水系	3	淀川合流直前	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
	12	北川流末	—	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	—	—	—	<0.001	—
	15	溝谷川流末	—	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	—	—	—	<0.001	—
安居川水系	5	淀川合流直前	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
藤本川水系	7	淀川合流直前	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
寝屋川水系	6	枚方・寝屋川市境	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002
	16	蹠詫排水路流末	—	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	—	—	—	<0.001	—
環境基準			検出されないこと	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

備考：測定値は年間平均値です。

表 2-9 公共用水域水質測定結果統括表（生活環境項目）

（単位：mg/L）

水域名	No.	測定地点名	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		溶存酸素		大腸菌群数 (単位：MPN/100ml)		浮遊物質		全窒素		全りん		全亜鉛	
			最小～最大	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大
淀川水系	船橋川水系	1 新登橋上流	6.0～9.5	1.0～8.8	3.2	5.4～13	7.4	8.5～16	11	7.0×10 ¹ ～5.4×10 ⁴	7.6×10 ³	2～24	8	0.79～4.6	2.8	0.14～0.25	0.19	0.012～0.083	0.043	
		8 新宇治橋	7.0～7.6	5.4～11	7.3	8.1～13	11	6.5～11	9.1	7.9×10 ² ～3.5×10 ⁴	3.6×10 ³	4～43	18	5.8～13	7.6	0.58～1.5	0.82	0.009～0.060	0.021	
		13 車谷川流末	7.6～9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.022～0.240	0.100
	穂谷川水系	2 淀川合流直前	5.9～9.7	1.1～10	4.3	5.2～9.8	6.9	9.1～14	10	<1.8×10 ⁰ ～2.4×10 ⁴	4.0×10 ³	2～44	9	1.2～6.3	3.5	0.16～0.38	0.23	0.009～0.060	0.021	
		9 上渡場橋	7.6～8.7	1.3～4.2	3.0	3.9～5.8	4.9	9.2～13	10	3.3×10 ² ～1.3×10 ⁴	5.5×10 ³	<1～11	6	2.5～3.1	2.7	0.13～0.24	0.17	—	—	
		10 穂谷川新橋	7.3～8.1	2.2～14	6.7	6.0～7.8	6.8	5.3～9.7	8.2	4.9×10 ² ～3.5×10 ³	1.9×10 ³	4～8	5	3.5～7.4	5.2	0.25～0.72	0.47	—	—	
	黒田川水系	4 西ノ口樋門	5.9～10.0	1.1～18	5.7	5.7～10	7.6	7.8～13	10	2.0×10 ⁰ ～1.4×10 ⁴	2.8×10 ³	2～30	8	1.4～5.1	3.2	0.15～0.19	0.17	0.020～0.071	0.049	
		14 北川合流直前	7.7～10.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.019～0.42	0.120
	天野川水系	3 淀川合流直前	6.6～10.1	<0.5～9.7	2.5	4.4～10	5.7	9.0～13	10	2.0×10 ⁰ ～2.2×10 ⁴	4.6×10 ³	<1～31	5	1.4～4.6	2.8	0.22～0.39	0.27	0.008～0.080	0.030	
		11 枚方・交野市境	8.0～8.8	<0.5～1.6	1.0	3.5～4.6	4.2	9.2～10	9.6	4.9×10 ⁰ ～7.0×10 ³	1.9×10 ³	2～24	11	1.0～2.5	1.7	0.14～0.17	0.15	—	—	
		12 北川流末	7.9～8.6	0.9～19	7.3	6.9～11	8.7	9.2～15	11	6.8×10 ¹ ～3.3×10 ³	2.0×10 ³	3～13	6	1.8～6.7	4.4	0.50～1.0	0.69	0.023～0.240	0.083	
		15 溝谷川流末	7.8～8.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016～0.071	0.039
	安居川水系	5 淀川合流直前	5.9～7.7	<0.5～1.6	0.9	5.9～7.5	6.6	7.4～9.6	8.5	1.7×10 ³ ～3.5×10 ⁴	1.5×10 ⁴	<1～3	1	7.0～8.5	7.7	0.30～0.58	0.44	0.050～0.069	0.060	
	藤本川水系	7 淀川合流直前	6.2～9.0	1.3～9.3	4.2	5.1～9.8	7.1	8.9～14	11	4.5×10 ⁰ ～4.9×10 ³	2.3×10 ³	1～9	5	2.1～5.2	3.6	0.21～0.28	0.24	0.013～0.023	0.018	
	寝屋川水系	6 枚方・寝屋川市境	6.2～7.6	0.9～4.6	2.1	3.2～5.3	4.1	9.3～10	9.7	3.3×10 ² ～3.3×10 ³	1.8×10 ³	3～15	9	1.6～3.1	2.3	0.10～0.13	0.11	0.010～0.015	0.013	
16 蹠跣排水路流末		7.0～8.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.018～0.037	0.028	
山田池	17 山田池池尻	9.8～9.9	1.6～5.5	3.5	9.8～13	11	13～16	14	<1.8×10 ⁰ ～1.7×10 ¹	9.0×10 ⁰	9～14	11	0.58～1.3	0.94	0.11～0.18	0.14	—	—		

表 2-10 公共用水域水質測定結果統括表（特殊項目）

（単位：mg/L）

水域名	No.	測定地点名	フェノール類		銅		溶解性鉄		溶解性マンガン		全クロム		陰イオン界面活性剤		ノルマルヘキサン抽出物質		アンモニア性窒素		硝酸性窒素		亜硝酸性窒素		りん酸性りん		
			n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	n	平均	
淀川水系	船橋川水系	1	新登橋上流	1	<0.005	1	0.009	1	<0.08	1	<0.01	1	<0.03	1	0.01	1	<0.5	4	0.26	4	1.6	4	0.13	1	0.058
		13	車谷川流末	—	—	1	0.013	1	0.29	1	0.02	1	<0.03	—	—	—	—	4	0.11	4	1.5	—	0.04	—	—
	穂谷川水系	2	淀川合流直前	1	<0.005	1	0.008	1	0.21	1	0.01	1	<0.03	1	0.01	1	<0.5	4	0.23	4	2.1	4	0.16	1	0.14
		黒田川水系	4	西ノ口樋門	1	<0.005	1	0.014	1	0.15	1	0.01	1	<0.03	1	0.01	1	<0.5	2	0.11	2	2.7	2	0.17	1
	14		北川合流直前	—	—	1	0.007	1	0.21	1	<0.01	1	<0.03	—	—	—	—	4	<0.04	4	2.5	4	0.12	—	—
	天野川水系	3	淀川合流直前	1	<0.005	1	0.005	1	0.13	1	<0.01	1	<0.03	1	0.01	1	<0.5	4	0.12	4	1.8	4	0.10	1	0.25
		12	北川流末	—	—	1	0.008	1	0.27	1	<0.01	1	<0.03	—	—	—	—	4	0.72	4	2.0	4	0.23	—	—
		15	溝谷川流末	—	—	1	0.007	1	0.13	1	<0.01	1	<0.03	—	—	—	—	4	0.19	4	3.8	4	0.38	—	—
	安居川水系	5	淀川合流直前	1	<0.005	1	0.017	1	<0.08	1	<0.01	1	<0.03	1	0.01	1	<0.5	2	<0.04	2	6.4	2	0.04	1	0.29
		藤本川水系	7	淀川合流直前	1	<0.005	1	0.012	1	0.22	1	<0.01	1	<0.03	1	0.01	1	<0.5	2	0.23	2	2.2	2	0.12	1
寝屋川水系	6		枚方・寝屋川市境	1	<0.005	1	0.007	1	0.22	1	<0.01	1	<0.03	1	<0.01	1	<0.5	2	<0.04	2	1.3	2	0.04	1	0.043
	16	蹉跎排水路流末	—	—	1	0.019	1	1.2	1	<0.01	1	<0.03	—	—	—	—	4	0.21	4	2.6	4	0.18	—	—	

表 2-11 公共用水域水質測定結果統括表（要監視項目）

(単位：mg/L)

水域名	No.	測定地点名	クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イキシチオン	ダイシノン	フェニトロチオン	イソプロチオン	ホキシ銅	クロロホルム	プロピザミド	E P N	ジクロロベン	フェノール	
淀川水系	船橋川水系	1	新登橋上流	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002	
	穂谷川水系	2	淀川合流直前	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002	
	黒田川水系	4	西ノ口樋門	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002	
	天野川水系	3	淀川合流直前	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002
		15	溝谷川流末	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	安居川水系	5	淀川合流直前	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002
	藤本川水系	7	淀川合流直前	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002
寝屋川水系	6	枚方・寝屋川市境	<0.006	<0.004	<0.006	<0.03	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.002	
指 針 値			0.06 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.008 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.008 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	

(単位：mg/L)

水域名	No.	測定地点名	イプロペンホス	クロロニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	フェノール	ホルムアルデヒド	
淀川水系	船橋川水系	1	新登橋上流	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.004	<0.007	0.0002	<0.0002	<0.00003	0.05	<0.0002	<0.001	0.003
	穂谷川水系	2	淀川合流直前	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.002	<0.007	0.0002	<0.0002	<0.00003	0.03	<0.0002	<0.001	<0.003
	黒田川水系	4	西ノ口樋門	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.003	<0.007	0.0002	<0.0002	<0.00003	<0.02	<0.0002	0.003	<0.003
	天野川水系	3	淀川合流直前	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.005	<0.007	0.0002	<0.0002	<0.00003	<0.02	<0.0002	0.003	0.013
		15	溝谷川流末	—	—	—	—	—	0.032	—	—	—	—	—	—	—	—
	安居川水系	5	淀川合流直前	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.004	<0.007	<0.0002	<0.0002	<0.00003	<0.02	<0.0002	0.002	<0.003
	藤本川水系	7	淀川合流直前	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.002	<0.007	<0.0002	<0.0002	<0.00003	<0.02	<0.0002	<0.001	<0.003
寝屋川水系	6	枚方・寝屋川市境	<0.0008	<0.0001	<0.06	<0.04	<0.006	0.004	<0.007	<0.0002	<0.0002	<0.00003	0.04	<0.0002	<0.001	<0.003	
指 針 値			0.008 mg/L 以下	—	0.6 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	—	0.07 mg/L 以下	—	0.002 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	

表 2-12 公共用水域水質測定結果統括表（特定項目）

(単位：mg/L)

水域名	No.	測定地点名	トリハロメタン生成能	クロロホルム生成能	ブロモジクロロメタン生成能	ジブロモクロロメタン生成能	ブロモホルム生成能
淀川水系	船橋川水系	1	新登橋上流	0.12	0.084	0.015	0.010
	穂谷川水系	2	淀川合流直前	0.13	0.087	0.020	0.011
	天野川水系	3	淀川合流直前	0.11	0.072	0.018	0.0090
	黒田川水系	4	西ノ口樋門	0.10	0.071	0.015	0.0070
	安居川水系	5	淀川合流直前	0.12	0.076	0.021	0.011
	藤本川水系	7	淀川合流直前	0.11	0.079	0.015	0.0090

Ⅲ 地下水質調査結果

市域における地下水質の概況を把握するための「概況調査」、発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための「汚染井戸周辺地区調査」及び地下水汚染の継続的な監視を行うための「継続監視調査」を実施しました。これらの地下水の汚濁状況の調査は、水質汚濁防止法の規定により策定した大阪府地下水水質測定計画に基づくものです。（地下水の水質汚濁に係る環境基準については、39 ページ参照）。

(1) 概況調査

平成 22 年度の概況調査は、磯島元町（天之川町）地区、招提大谷地区及び尊延寺地区の計 3 地点について調査を実施しました。これらの 3 地点のすべての項目で環境基準値を下回っていました。なお、平成 22 年度に概況調査を行った 3 地点の調査結果は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 地下水質概況調査結果

(単位：mg/L)

項目	天之川町	招提大谷	尊延寺	環境基準値
	H22. 11. 15	H22. 11. 15	H22. 11. 15	
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
全シアン	N. D.	N. D.	N. D.	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/L 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと
P C B	N. D.	N. D.	N. D.	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.0	0.17	6.6	10 mg/L 以下
ふっ素	0.14	<0.08	0.09	0.8 mg/L 以下
ほう素	<0.02	<0.02	0.04	1 mg/L 以下
1,4-ジキシサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/L 以下

備考：アルキル水銀は総水銀が検出された場合のみ測定。

N. D とは、定量下限値を下回ることをいう。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに汚染が発見された場合に、その広がりや原因を調べる調査です。汚染が発見された井戸の周辺井戸を調査し、その結果、汚染の継続的な監視等が必要と判断された場合には、経年的なモニタリングとして継続監視調査を実施することとなります。

平成 22 年度の汚染井戸周辺地区調査は、出口地区で実施しました。

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査において汚染が確認されたことから、地下水汚染調査を実施したところ、ふっ素及びほう素について汚染が確認されました。そこで、汚染が確認される発端となった井戸から半径 500m 内における井戸の所在調査及び採水調査を行った結果、その周辺井戸において環境基準値を超える値は検出されませんでした。土地の利用状況や周辺状況から、継続的に監視を行う必要はありませんが、概況調査等により、監視を行っていきます。

(3) 継続監視調査

継続監視調査は、汚染の継続的な監視が必要とされた井戸の調査です。

平成 22 年度については、11 地区（長尾元町、出屋敷西町、津田元町、片鉾本町、池之宮、楠葉中之芝、中宮山戸町、中宮、尊延寺馬廻、茄子作北町及び東香里元町）の 15 本の井戸で調査を行いました。

その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、楠葉中之芝地区で砒素が、津田元町地区で 1,1-ジクロロエチレンが、茄子作北町地区で総水銀と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、それぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査等で監視をしている井戸は、一定期間以上、汚染の改善が見られた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、継続監視調査等を終了することとしています。

平成 22 年度に実施した地下水質の継続監視調査結果は、表 3-2 のとおりです。

表 3-2 地下水質の継続監視調査結果

(単位：mg/L)

長尾元町

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.19	H21.11.26	年平均値	H22.5.10	H22.11.8	年平均値	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	17	15	12	22	17	10mg/L以下

出屋敷西町

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.25	H21.12.8	年平均値	H22.5.17	H22.11.10	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.012	<0.004	0.008	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

津田元町

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.19	H21.11.26	年平均値	H22.5.11	H22.11.8	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	0.011	0.11	0.061	0.12	0.18	0.15	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.014	<0.004	0.009	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	0.30	0.15	0.28	0.46	0.37	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.27	0.007	0.14	0.007	0.008	0.008	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

船橋本町

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.18	H21.12.8	年平均値				
1,1-ジクロロエチレン	0.005	<0.002	0.004	採水不可			0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.14	0.018	0.079				0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005				1 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.017	<0.002	0.010				0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.098	0.0049	0.051				0.01 mg/L以下

片鉾本町 (井戸 1)

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.18	H21.12.1	年平均値	H22.5.11	H22.11.8	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	0.49	0.009	0.25	0.003	0.002	0.003	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.39	0.016	0.20	0.005	<0.004	0.005	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.27	0.0061	0.14	0.0017	0.0010	0.0014	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.40	0.005	0.20	0.002	<0.002	0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

片鉾本町 (井戸 2)

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.18	H21.12.1	年平均値	H22.5.11	H22.11.8	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

池之宮（井戸 1）

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.25	H21.12.2	年平均値	H22.5.18	H22.11.8	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.029	<0.004	0.017	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.0014	0.0010	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下

池之宮（井戸 2）

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.25	H21.12.1	年平均値	H22.5.18	H22.11.8	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下

楠葉中之芝

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.18	H21.12.1	年平均値	H22.5.11	H22.11.8	年平均値	
砒素	0.043	0.034	0.039	0.038	0.042	0.040	0.01 mg/L以下

中宮山戸町（井戸 1）

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.26	H21.12.1	年平均値	H22.5.18	H22.11.15	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

中宮山戸町（井戸 2）

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.26	H21.12.1	年平均値	H22.5.11	H22.11.16	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.0010	0.0008	<0.0005	0.0044	0.0025	0.01 mg/L以下

中宮（井戸 1）

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.8.20	H21.11.16	年平均値	H22.5.18	H22.11.15	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.024	0.012	0.018	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.026	<0.002	0.014	0.005	0.005	0.005	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.0029	<0.0005	0.0017	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

中宮（井戸 2）

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.20	H21.12.1	年平均値	H22.5.18	H22.11.15	年平均値	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.011	<0.0005	0.0058	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L以下

尊延寺馬廻

項 目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21.5.25	H21.11.26	年平均値	H22.5.17	H22.11.15	年平均値	
鉛	0.007	0.009	0.008	0.007	<0.005	0.006	0.01 mg/L以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L以下

茄子作北町

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H21. 5. 19	H21. 11. 26	年平均値	H22. 5. 19	H22. 11. 9	年平均値	
総水銀	0. 0020	0. 0019	0. 0020	0. 0020	0. 0036	0. 0028	0. 0005 mg/L以下
アルキル水銀	—	N. D	N. D	—	N. D	N. D	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6. 7	8. 6	7. 7	10	11	11	10mg/L以下

東香里元町

項目	平成 21 年度			平成 22 年度			環境基準値
	H20. 5. 27	H21. 1. 20	年平均値	欠測	H22. 11. 9	年平均値	
総水銀	0. 0009	0. 0005	0. 0007		<0. 0005	<0. 0005	0. 0005 mg/L以下
アルキル水銀	—	N. D	N. D		N. D	N. D	検出されないこと

※1, 2-ジクロロエチレンについては、平成 22 年度よりトランス体を含めた環境基準値が設定された。平成 21 年度以前は、シス-1, 2-ジクロロエチレンについてのみ環境基準が設定されており、平成 21 年度実績数値は、シス体のみの数値となっている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0. 01 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 mg/L 以下
鉛	0. 01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0. 03 mg/L 以下
六価クロム	0. 05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0. 01 mg/L 以下
砒素	0. 01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg/L 以下
総水銀	0. 0005 mg/L 以下	チウラム	0. 006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0. 003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0. 02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0. 02 mg/L 以下	ベンゼン	0. 01 mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002 mg/L 以下	セレン	0. 01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0. 002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg/L 以下	ふっ素	0. 8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0. 05 mg/L 以下

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0. 1 mg/L、アルキル水銀及び P C B 0. 0005 mg/L)。
 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
 また、アルキル水銀及び P C B については「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。
 さらに、総水銀に係る評価方法は、備考 3 のとおり。
 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0. 0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和 49 年 12 月 23 日付け:環水管第 182 号)

IV ダイオキシン類環境調査結果

1. 概要

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、大気1地点、地下水1地点、土壌1地点のダイオキシン類調査を実施しました。

平成22年度の調査の結果、大気、地下水及び土壌のダイオキシン類濃度は、すべて環境基準値を下回っていました。

2. 調査結果

(1) 大気中のダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、王仁公園局（一般局）で調査を実施し、ダイオキシン類濃度の年平均値は表 4-1 に示すとおり 0.019pg-TEQ/m^3 であり、環境基準値を下回っていました。

表 4-1 大気中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	試料採取日	測定値	年平均値
王仁公園局	春季 5/13~5/20	0.013	0.019
	夏季 8/19~8/26	0.023	
	秋季 10/21~28	0.014	
	冬季 1/13~1/20	0.024	

※環境基準値：年平均値で 0.6pg-TEQ/m^3

(2) 地下水中のダイオキシン類

地下水中のダイオキシン類は天之川町の井戸で調査を実施し、ダイオキシン類濃度は表 4-2 に示すとおり 0.15pg-TEQ/L であり、環境基準値を下回っていました。

表 4-2 地下水中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	ダイオキシン類濃度	試料採取日
天之川町	0.15	H22.11.15

※環境基準値： 1pg-TEQ/L

(3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中ダイオキシン類は殿山第二小学校で調査を実施し、ダイオキシン類濃度は表 4-3 に示すとおり 0.33pg-TEQ/g であり、環境基準値を下回っていました。

表 4-3 土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	ダイオキシン類濃度	試料採取日
殿山第二小学校	0.33	H22.11.15

※環境基準値： 1000pg-TEQ/g

V 騒音・振動調査結果

1. 概要

道路に面する地域28地点及びそれ以外の地域（以下「一般地域」）24地点のうち、22年度は道路に面する地域を10地点、一般地域を8地点で環境騒音モニタリング調査を実施しました。

平成22年度の調査の結果、面的評価による環境基準の達成状況は、市全体で昼夜ともに達成できたのは21,048戸（90.5%）、昼のみ達成は772戸（3.3%）、夜のみ達成は8戸（0.1%）で、1,421戸（6.1%）については、昼夜ともに環境基準を超過していました。なお、道路に面する地域の環境基準達成状況を、表5-1に示します。（騒音に係る環境基準は、45ページ参照）。

一般地域の騒音レベルは、表5-2に示すとおり、全ての地点で環境基準を達成しました。

なお、平成21年度より、過去の騒音測定結果を精査し、測定地点の状況に変化が無いことを確認したうえで「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（環境省）に従い、3年に1回のローリング方式で調査を行っています。

また、国土交通省と重複して実施していた国道1号における騒音測定については、昨年度より国土交通省から測定データの提供を受けています。

表 5-1 道路に面する地域の環境基準達成状況

道路の種類	評価区間延長 (Km)	評価区間	評価対象住居等戸数	昼夜とも基準値満足	昼のみ基準値満足	夜のみ基準値満足	昼夜とも基準値超過
一般国道	24.2	10	4,331戸 (100%)	3,817戸 (88.1%)	151戸 (3.5%)	2戸 (0.0%)	361戸 (8.3%)
府道	53.7	18	18,918戸 (100%)	17,231戸 (91.1%)	621戸 (3.3%)	6戸 (0.0%)	1,060戸 (5.6%)
全体	77.9	28	23,249戸 (100%)	21,048戸 (90.5%)	772戸 (3.3%)	8戸 (0.1%)	1,421戸 (6.1%)

表 5-2 一般地域の環境基準達成状況

地域の区分	地点数	昼間			夜間		
		環境基準値	測定値	適合地点数 (適合率%)	環境基準値	測定値	適合地点数 (適合率%)
A地域 専ら住居の用に供される地域	12	55dB	39～47dB	12 (100%)	45dB	32～40dB	12 (100%)
B地域 主として住居の用に供される地域	6	55dB	43～47dB	6 (100%)	45dB	35～45dB	6 (100%)
C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	6	60dB	41～50dB	6 (100%)	50dB	39～45dB	6 (100%)
全地域	24	—	39～50dB	24 (100%)	—	32～45dB	24 (100%)

2. 調査結果

(1) 道路に面する地域

道路に面する地域の騒音レベルは、昼間が51～73dB、夜間が46～72dB であり、道路交通振動レベルは30～50dB でした。

騒音レベル及び振動レベルの測定結果を、表5-3に示します。

また、平成22年度及び経年の測定結果による道路に面する地域の面的評価の結果を表5-4に示します。

表 5-3 環境騒音測定結果（道路に面する地域）及び道路交通振動測定結果

道路名	車線	測定場所	測定期間	道路端からの距離(m)	高さ(m)	地域類型	用途地域	騒音レベル		振動レベル L ₁₀ (dB)
								上段:LAeq(dB)	下段:LA50(dB)	
								昼間	夜間	
国道1号 ※	4	枚方市出屋敷元町1丁目	H22. 10. 18 ～10. 20	-0.5	1.2	近接	準工	73	72	—
								71	63	
国道1号 ※	8	枚方市北中振3丁目	H22. 10. 18 ～10. 20	0.5	1.0	近接	準工	72	69	—
								69	60	
国道1号 ※	3	枚方市長尾台3丁目	H22. 10. 18 ～10. 20	3.9	1.2	近接	一低	52	48	—
								49	43	
国道1号 (第二京阪)	2	枚方市長尾台4丁目	H22. 6. 9 ～6. 10	7.5	1.5	近接	一低	51	54*	—
			H22. 11. 16 ～11. 17					49	52*	
国道1号 (第二京阪)	2	枚方市津田東町3丁目	H22. 6. 9 ～6. 10	5.5	2.0	近接	調整	51	45	—
			H22. 11. 16 ～11. 17					45	40	
国道307号	2	枚方市尊延寺6丁目	H22. 10. 25 ～10. 27	2.6	1.5	近接	二中	52	47	36
								46	42	
国道307号	2	枚方市尊延寺6丁目	H22. 10. 25 ～10. 27	2.6	1.5	近接	二中	72	67	47
								67	49	
府道枚方交野 寝屋川線	2	枚方市楠葉並木2丁目	H22. 11. 9 ～11. 11	8.1	1.5	近接	近商	66	61	43
								63	48	
府道枚方交野 寝屋川線	2	枚方市高田2丁目	H22. 11. 23 ～11. 25	5.7	1.5	近接	二中	69	63	36
								66	50	
府道枚方山城線	2	枚方市宗谷1丁目	H22. 10. 25 ～10. 27	4.4	1.5	近接	二中	70	64	46
								62	42	
府道杉田口禁野線	2	枚方市中宮東之町	H22. 11. 9 ～11. 11	6.0	1.5	近接	一住	68	64	43
								67	54	

※は、国土交通省提供データ

*の測定値については、近くの田んぼのカエルの鳴き声が大きく録音されていた。

表5-4 道路に面する地域の面的評価結果

道路名	区間番号	評価 区間 延長 (km)	評価対象 住居等戸数	昼夜とも 基準値満足	昼のみ 基準値満足	夜のみ 基準値満足	昼夜とも 基準値超過
国道1号	1001	4.6	208	182	8	2	16
	1002	4.0	1,329	1,142	50	0	137
	1003	1.5	63	46	2	0	15
	21001	1.2	358	13	28	0	317
	31001	0.6	101	66	10	0	25
	小計	11.9	2,059 (100%)	1,449 (70.4%)	98 (4.8%)	2 (0.1%)	510 (24.8%)
国道168号	1035	3.1	400 (100%)	380 (85.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	60 (15.0%)
国道170号	1037	1.3	488	431	25	0	32
	1038	0.6	114	96	2	0	16
	小計	1.9	602 (100%)	527 (87.5%)	27 (4.5%)	0 (0.0%)	48 (8.0%)
国道307号	1067	3.1	235	234	0	0	1
	1068	4.2	1,035	960	62	0	13
	小計	7.3	1,270 (100%)	1,194 (94.0%)	62 (4.9%)	0 (0.0%)	14 (1.1%)
府道八尾枚方線	4019	2.9	1,778 (100%)	1,769 (99.5%)	9 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
府道枚方交野 寝屋川線	4072	4.8	2,196	2,129	0	0	67
	4073-0	2.8	144	127	6	0	11
	4073-1	2.5	637	561	0	2	74
	小計	10.1	2,977 (100%)	2,817 (94.6%)	6 (0.2%)	2 (0.1%)	152 (5.1%)
府道京都守口線	4090	8.3	2890	2529	329	0	32
	4091	1.2	748	678	70	0	0
	4092	2.2	668	614	0	0	54
	小計	11.7	4,306 (100%)	3,821 (82.5%)	399 (9.3%)	0 (0.0%)	86 (2.0%)
府道枚方 大和郡山線	4106	1.4	731 (100%)	577 (78.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	154 (21.1%)
府道枚方高槻線	4141	6.4	2,319	2,051	0	1	267
	54138	2.6	2	2	0	0	0
	小計	9.0	2,321 (100%)	2,053 (88.5%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	267 (11.5%)
府道枚方山城線	4152	1.1	97 (100%)	92 (94.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (5.2%)
府道枚方茨木線	6010	1.3	707 (100%)	707 (97.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
府道交野久御山線	6014	4.6	1417 (100%)	1246 (87.9%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	169 (11.9%)
府道木屋交野線	6026	2.1	959 (100%)	870 (90.7%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	86 (9.0%)
府道杉田口禁野線	6054	2.2	560	434	2	2	122
	6055	3.0	1899	1685	201	0	13
	小計	5.2	2459 (100%)	2119 (86.2%)	203 (8.3%)	2 (0.1%)	135 (5.5%)
府道長尾八幡線	6056	2.8	878 (100%)	873 (99.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.6%)
府道枚方富田林 泉佐野線	44024	1.5	288 (100%)	287 (99.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)

※道路交差部等の評価戸数について、重複を除していないため、実際の戸数より多くなっている。

(2) 一般地域

一般地域の騒音レベルは、昼間が39～50dB、夜間が32～45dB であり、すべての地点において、環境基準値を超過したところはありませんでした。測定結果については、表5-5のとおりです。

表 5-5 環境騒音測定結果（一般地域）

測定場所	測定年月日	地域類型	用途地域	騒音レベル (dB)		環境基準の適否 (LAeq)		環境基準値 LAeq (dB)	
				上段：LAeq 下段：LA ₅₀		○：満足 ×：超過	昼間	夜間	
				昼間	夜間				
枚方市楠葉美咲 2 丁目 3	H21. 11. 2	A	一低	39	37	○	○	55	45
				35	32				
枚方市山之上西町 15	H22. 11. 30※	A	一低	40	40	○	○	55	45
				36	38				
枚方市東香里 2 丁目 14	H21. 12. 7	A	一低	42	34	○	○	55	45
				38	32				
枚方市長尾元町 3 丁目 39	H20. 10. 27	A	一低	44	35	○	○	55	45
				38	33				
枚方市渚東町 19	H20. 10. 27	A	一低	47	39	○	○	55	45
				39	31				
枚方市南船橋 1 丁目 1	H22. 11. 4※	A	二低	41	36	○	○	55	45
				36	35				
枚方市南楠葉 1 丁目 53	H20. 10. 20	A	一中	41	39	○	○	55	45
				36	37				
枚方市茄子作 1 丁目 14	H21. 12. 7	A	一中	41	32	○	○	55	45
				39	30				
枚方市藤阪北町 16	H22. 11. 25※	A	一中	46	39	○	○	55	45
				40	36				
枚方市尊延寺 4 丁目 7	H22. 1. 18	A	一中	45	36	○	○	55	45
				40	35				
枚方市西田宮町 4	H20. 12. 2	A	二中	40	39	○	○	55	45
				35	34				
枚方市中宮東之町 4	H22. 11. 30※	A	二中	44	40	○	○	55	45
				39	38				
枚方市上島町 11	H22. 11. 4※	B	一住	47	45	○	○	55	45
				46	43				
枚方市津田元町 3 丁目 5	H22. 1. 18	B	一住	46	43	○	○	55	45
				43	41				
枚方市池之宮 2 丁目 13	H20. 12. 8	B	二住	44	42	○	○	55	45
				40	38				
枚方市桜町 11	H21. 11. 30	B	二住	45	42	○	○	55	45
				43	41				
枚方市穂谷 3 丁目 3	H22. 11. 25※	B	調整	43	35	○	○	55	45
				40	32				
枚方市杉 1 丁目 3	H20. 11. 18	B	調整	45	36	○	○	55	45
				42	35				
枚方市牧野阪 2 丁目 11	H21. 11. 2	C	近商	42	39	○	○	60	50
				39	35				
枚方市大垣内町 1 丁目 3	H22. 11. 30※	C	近商	47	43	○	○	60	50
				45	41				
枚方市長尾家具町 3 丁目 2	H22. 11. 25※	C	準工	50	40	○	○	60	50
				49	35				
枚方市磯島南町 7	H20. 12. 2	C	準工	48	41	○	○	60	50
				44	41				
枚方市大峰南町 30	H21. 11. 30	C	準工	50	45	○	○	60	50
				48	42				
枚方市出口 3 丁目 8	H20. 12. 8	C	工業	41	40	○	○	60	50
				39	39				

※は、平成 22 年度騒音調査実施分。

騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

道路に面する地域で、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
AA	枚方市内は該当なし
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

VI 地盤沈下水準測量結果

1. 概要

市域の地盤沈下状況を把握するため、市内 42 地点に一級水準点を設置して、昭和 47 年から水準測量を実施してきました。近年、地盤沈下が沈静化してきたため隔年で水準測量を行っており、平成 21 年度に水準測量を実施したことから、平成 22 年度は実施していません。

<参考：平成 21 年度調査結果>

図 6-1 枚方市内地盤沈下変動量観測地点

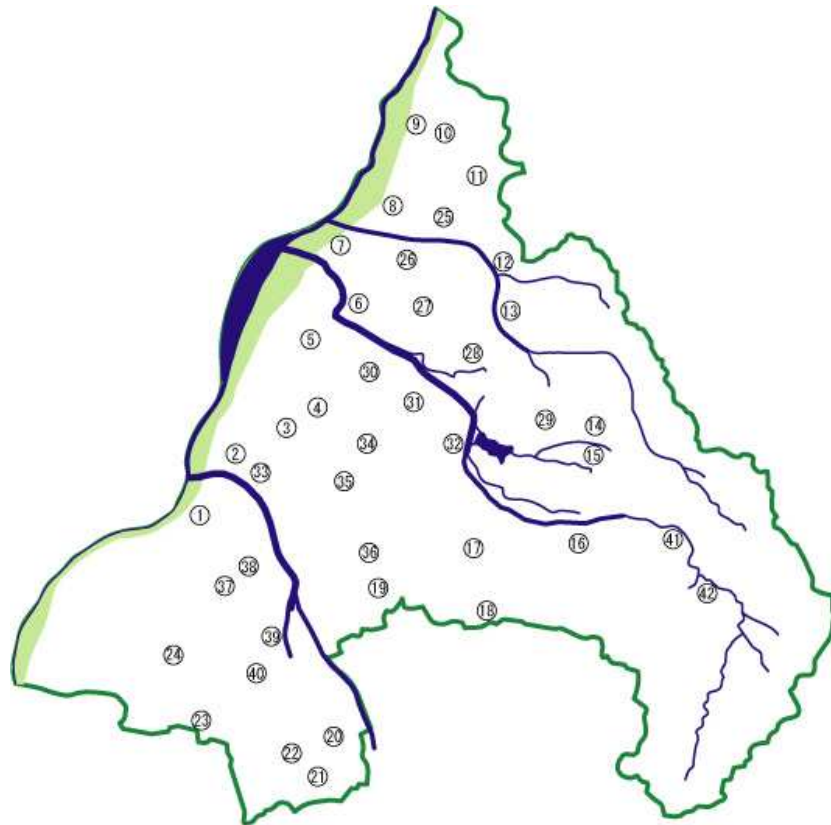


表 6-1 枚方市内地盤沈下変動量

単位 (cm)

番号	地点	平成17年度比	平成19年度比	番号	地点	平成17年度比	平成19年度比	番号	地点	平成17年度比	平成19年度比
1	三矢公園	-0.50	-0.73	15	菅原小学校	+0.34	-0.55	29	田口山配水池	-0.05	-0.79
2	八幡神社	-0.35	-0.66	16	津田支所	+0.52	-0.54	30	牧野車塚公園	-0.06	-0.72
3	高陵小学校	+0.08	-0.60	17	水道局春日事務所	+0.53	-0.44	31	山田神社	+0.32	-0.51
4	殿山第一小学校	+0.26	-0.42	18	春日公会堂	+0.54	-0.17	32	円通寺	+0.20	-0.46
5	清伝寺	-0.27	-0.96	19	桜丘小学校	+0.33	-0.41	33	市道枚方牧野線	-0.23	-0.65
6	牧野公園	+0.30	-0.48	20	春日神社	+0.25	-0.25	34	山田小学校	+0.29	-0.39
7	藤本川ポンプ場	+0.08	-0.86	21	春日小学校	+0.39	-0.22	35	中宮公園	-0.30	-0.53
8	北部下水処理場跡地	-0.08	-0.94	22	香陽小学校	+0.10	-0.21	36	星丘中央線	+0.22	-0.50
9	町楠葉会館	+0.04	-1.10	23	第二中学校	+0.05	+0.52	37	鷹塚山配水池	-0.23	-0.65
10	樟葉小学校	+0.19	-1.01	24	蹉跎小学校	-0.04	-0.55	38	枚方第二小学校	改埋	改埋
11	七つ松公園	+0.01	-1.00	25	二宮公園	+0.12	-0.93	39	山之上小学校	-0.25	-0.55
12	中の池公園	+0.10	-1.08	26	牧野小学校	-0.16	-0.99	40	第四中学校	-0.42	-0.66
13	北部区画第2号線	+0.28	-0.67	27	殿山第二小学校	+0.32	-0.65	41	総合福祉センター	-0.03	-0.98
14	菅原保育所跡地	+0.14	-0.67	28	招提小学校	+0.42	-0.50	42	氷室小学校	-0.18	-0.66

第2部

工場・事業場の規制状況

1. 硫黄酸化物（SO_x）・窒素酸化物（NO_x）総量規制対象工場・事業場並びに
 固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱対象工場・事業場

（平成23年3月31日現在）

種別	対象工場・事業場の名称	対 象			オキシダント 緊急時対象工場
		SO _x 総量規制	NO _x 総量規制	NO _x 総量削減 要綱	
工場	(株)大阪ミツカン 大阪工場	○	○	○	○
	共英製鋼(株) 枚方事業所	○	○	○	○
	(株)クボタ 枚方製造所	○	○	○	○
	(株)小松製作所 大阪工場	○	—	○	○
	日本精線(株) 枚方工場	○	—	○	—
	フジパン(株) 枚方工場	○	—	○	—
	(株)ユニオン	○	—	○	—
	理研ビタミン(株) 大阪工場	○	—	○	—
	エムケイ産業株式会社	—	—	—	○
	ジェイフィルム(株) 大阪事業所	—	—	—	○
	ユニオンケミカー(株)	—	—	—	○
事業場	大阪府水道部村野浄水場	○	○	○	○
	大阪府立精神医療センター	○	—	—	—
	関西医科大学附属枚方病院	○	—	—	—
	枚方市東部清掃工場	○	○	○	○
	枚方市立穂谷川清掃工場	○	○	○	○
	星ヶ丘厚生年金病院	○	—	○	—
	淀川左岸流域下水道渚水みらいセンター (汚泥処理施設)	○	○	○	○

2. 水質汚濁防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例により、生活環境項目の排水規制を受けている特定（届出）事業場

(平成23年3月31日現在)

(排水量単位：m³/日)

放流水域	特定（届出）事業場名	平均排水量	
淀川	* 日本精線(株) 枚方工場	2,160	
	* (株)大阪ミツカン 大阪工場	1,311	
	フジパン(株) 枚方工場	464	
	* アル・プラザ枚方	199	
	* ロイヤルホームセンター枚方 (株)ナカキン 枚方工場	180	
	* 津田南町第一集中浄化槽	120	
	* +バレーヒルズ津田駅前	110	
	* +枚方工業団地協同組合	97	
	* +津田グリーンポリス第2集中浄化槽	90	
	* +高井病院	90	
	* +メロディーハイム津田駅前	65	
	+枚方市立津田中学校	51	
	+しゃぶしゃぶすきやき清水 大阪枚方店	45	
	大阪府立枚方津田高等学校	45	
	+グランコープ津田 B棟	43	
	+ (株)太陽機械製作所 枚方第2工場	41	
	イートアンド(株) 枚方工場	41	
	+枚方市立津田南小学校	40	
		34	
		生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(A)	5,226
		その他事業場総排水量 (B)	331.03
	届出対象事業場排水量 小計(A+B)	5,557.03	
船橋川	* +枚方カントリー倶楽部	110	
	* +医療法人みどり会 中村記念病院	67	
	* +介護老人健康保健施設 なごみの里	60	
	* +ネオハイツ枚方長尾	52	
	ホテルラピス	49	
	やんちやな子猫	44	
	ホテルミロワール	42	
	枚方市立長尾中学校	40	
	(株)西日本オリエンタルフーズ	38	
		生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(A)	502
	その他事業場総排水量 (B)	39.80	
	届出対象事業場排水量 小計(A+B)	541.80	

(排水量単位：m³/日)

放流水域	特定(届出)事業場名	平均排水量
淀川	* 社会福祉法人枚方療育園	611
	* オリーブハイツ枚方長尾	600
	* 枚方松陽台污水处理場	180
	*+大阪国際大学	179
	* ダイアパレス枚方山田池公園	126
	京セラミタ枚方(株)	114
	*+山田池パークハイツ	90
	*+枚方市野外活動センター	85
	* プレミアゴルフ(株) 枚方国際ゴルフ倶楽部	71
	*+近畿地方整備局 近畿技術事務所	50
	+枚方市立菅原東小学校	49
	+オカケン枚方マンション	46
	+春日丘幼稚園	46
	割烹魚慶	45
	枚方市立杉中学校	41.2
	+淀川ダム統合管理事務所	34
+枚方市総合福祉センター	30	
	生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(A)	2,397.2
	その他事業場総排水量 (B)	148.82
	届出対象事業場排水量 小計(A+B)	2,546.02
川	* (株)クボタ 枚方製造所	2,687
	* 明治油脂(株) 枚方事業所	990
	* (株)小松製作所 大阪工場	765
	* (株)日本フーズデリカ 関西工場	165
	* キョーイチ枚方複合施設	160
	* 三洋ホームズ(株) 枚方事業所	120
	*+医療法人愛和会 新世病院	115
	* 枚方市立第三学校給食調理場	93
	* 枚方市立第四学校給食調理場	59
	+サンシャインプラザ まぐろ家まる店	49.68
	+サンシャインプラザ びっくりドンキー店	44.1
	共英製鋼(株) 枚方事業所	40
	+枚方市立山田中学校	40
	+枚方玉泉院	36
	+枚方市教育文化センター	31
	京阪バス(株) 枚方営業所	30
	生活環境項目規制対象事業場排水量 小計(A)	5,424.78
	その他事業場総排水量 (B)	201.19
	届出対象事業場排水量 小計(A+B)	5,625.97

(排水量単位：m³/日)

放流水域		特定（届出）事業場名	平均排水量	
淀川	その他河川	* +ガーデン楠葉	50	
		生活環境項目規制対象事業所排水量	小計(A)	50
		その他事業場総排水量	(B)	49.4
		届出対象事業所排水量	小計(A+B)	99.4
	生活環境項目規制対象事業場排水量		合計(A)	13,599.98
	その他事業場総排水量		(B)	770.24
	届出対象事業場排水量		合計(A+B)	14,370.22
寝屋川	淀川左岸幹線 第一水路	* 枚方市淀川衛生事業所	310	
		* ホテルリープハーバー	85	
		* +三洋電機ロジスティクス(株) 関西流通センター	60	
		+枚方市立蹉跎中学校	45	
		ヒルサイドホテル	31	
	* 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター (注)			161,410
	生活環境項目規制対象事業場排水量		合計(A)	161,941
その他事業場総排水量		(B)	81.7	
届出対象事業場排水量		合計(A+B)	162,022.7	
全河川	生活環境項目規制対象事業場排水量		総合計(A)	175,540.98
	その他事業場総排水量		(B)	851.94
	届出対象事業場排水量		総合計(A+B)	176,392.92

*印は、総量規制対象工場・事業場

+印は、指定地域特定施設のみを設置する事業場

(注) 放流水の一部を枚方市駅周辺の修景用水等に再利用後、安居川を経て淀川へ放流しており、水質汚濁防止法では上水道水源地域に係る排水基準が適用されます。

3. 瀬戸内海特別措置法、水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例対象の業種別水域別工場・事業場数

(平成23年3月31日現在)

	淀川水系					寝屋川水系	合計
	船橋川	穂谷川	黒田川	天野川	その他		
食料品製造業	4 (1)	1 ()	4 (2)	8 (3)	2 ()	2 ()	21 (6)
パルプ・紙・紙加工品製造業	1 ()	()	()	1 ()	()	()	2 ()
印刷・同関連業	1 ()	()	()	1 ()	()	()	2 ()
化学工業	5 ()	()	2 ()	5 ()	()	2 ()	14 ()
窯業・土石製品製造業	1 ()	3 ()	()	2 ()	()	1 ()	7 (0)
鉄鋼業	()	()	1 (1)	3 (1)	()	()	4 (2)
非鉄金属製造業	()	()	()	3 (1)	()	()	3 (1)
金属製品製造業	9 ()	()	1 (1)	9 (1)	()	3 ()	22 (2)
機械器具製造業	7 ()	2 (1)	2 (2)	4 ()	()	5 ()	20 (3)
その他の製造業	3 ()	()	()	3 ()	()	()	6 ()
製造業小計	31 (1)	6 (1)	10 (6)	39 (6)	2 ()	13 ()	101 (14)
その他	畜産農業	()	8 ()	()	()	()	8 ()
	上水道業	()	()	1 ()	1 ()	()	2 ()
	下水道業	()	()	()	()	()	1 (1)
	道路旅客運送業	2 ()	()	1 (1)	1 ()	()	()
	飲食料品小売業	()	1 ()	2 (2)	()	()	()
	自動車・自転車小売業	4 ()	()	9 ()	2 ()	()	3 ()
	その他の小売業	3 ()	3 ()	7 ()	4 ()	10 ()	8 ()
	一般飲食店	()	2 (2)	3 ()	1 ()	3 ()	2 ()
	宿泊業	3 (3)	3 ()	()	1 ()	()	3 (2)
	医療業	()	2 (1)	1 ()	2 ()	1 ()	2 ()
	教育・学習支援業	2 ()	2 ()	()	()	1 ()	()
	学術・開発研究機関	2 ()	()	1 ()	4 ()	()	1 ()
	洗濯業・浴場業	3 ()	()	8 ()	10 ()	5 ()	2 ()
	その他生活関連サービス業	4 ()	6 ()	7 ()	7 ()	10 ()	4 ()
	廃棄物処理業	()	()	1 ()	()	2 ()	()
	自動車整備業	1 ()	()	()	()	()	1 ()
	し尿処理施設	1 (1)	4 (4)	2 (1)	4 (4)	()	1 (1)
指定地域特定施設	5 (4)	11 (9)	8 (6)	12 (9)	1 (1)	2 (2)	
その他	()	1 ()	()	()	1 ()	()	
その他小計	30 (8)	43 (16)	51 (10)	49 (13)	34 (1)	30 (6)	237 (54)
合計	61 (9)	49 (17)	61 (16)	88 (19)	36 (1)	43 (6)	338 (68)

() は、法・府条例で、生活環境項目の排水規制を受けている工場・事業場で、内数。

4. 業種別排水基準不適合状況及び改善指導数

(平成 22 年度)

業 種	*対象工場・事業場数	延べ採水件数	不適合状況		行政措置						行政指導 (項目別)					計		
			不適合の恐れのある検体数	計	水濁法			府条例			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	
					改善勧告	改善命令	排水一時停止命令	改善勧告	改善命令	排水一時停止命令								
食料品製造業	14	16	2	2	4		1					1	1	1	1	2	1	7
パルプ・紙・紙加工品製造業	1																	
印刷・同関連業	1																	
化学工業	6	2																
窯業・土石製品製造業	6																	
鉄鋼業	4	8																
非鉄金属製造業	3	2																
金属製品製造業	9	4	1		1						1							1
機械器具製造業	8	9																
その他の製造業	2																	
製造業小計	54	41	3	2	5		1				2	1	1	1	2	1		8
その他	畜産農業	8																
	上水道業	1																
	下水道業	1	2															
	道路旅客運送業	2	2															
	飲食料品小売業	2	4															
	自動車・自転車小売業	11																
	その他の小売業	23																
	一般飲食店	6	2															
	宿泊業	10	8															
	医療業																	
	教育・学習支援業																	
	学術・開発研究機関	2	3															
	洗濯業・浴場業	11	5															
	その他生活関連サービス業	20																
	廃棄物処理業																	
	自動車整備業																	
	し尿処理施設	13	18	4		4						3	1	1	1			6
指定地域特定施設	43	63	7	4	11						7	3	1				11	
その他	2																	
その他小計	155	107	11	4	15						10	4	2	1			17	
合 計	209	148	14	6	20		1				12	5	3	2	2	1	25	

*対象工場・事業場数とは、瀬戸内法、水濁法及び府生活環境条例対象のうち、汚水を下水道へ接続していて、公共用水域の排水規制を受けない工場・事業場を除いた数

5. 下水道区域における流域別の工場・事業場数

(平成23年3月31日現在)

業種		渚処理区	鴻池処理区	合計	
食料品製造業		8 (2)	1 ()	9 (2)	
家具・装備品製造業		1 ()	()	1 ()	
パルプ・紙・紙加工品製造業		2 (2)	()	2 (2)	
石油製品・石炭製品製造業		1 (1)	()	1 (1)	
ゴム製品製造業		1 ()	()	1 ()	
印刷・同関連業		1 ()	()	1 ()	
化学工業		8 (1)	2 ()	10 (1)	
プラスチック製品製造業		4 (3)	()	4 (3)	
窯業・土石製品製造業		3 (1)	()	3 (1)	
鉄鋼業		2 (1)	()	2 (1)	
非鉄金属製造業		1 (1)	()	1 (1)	
金属製品製造業		13 ()	2 ()	15 ()	
一般機械器具製造業		2 (2)	()	2 (2)	
電気機械器具製造業		1 ()	()	1 ()	
生産用機械器具製造業		2 ()	()	2 ()	
はん用機械器具製造業		2 ()	3 ()	5 ()	
その他の製造業		()	()	()	
製造業小計		52 (14)	8 (0)	60 (14)	
その他	熱供給業	1 (1)	()	1 (1)	
	水道業	1 ()	()	1 ()	
	道路貨物運送業	2 ()	()	2 ()	
	道路旅客運送業	1 ()	()	1 ()	
	卸売・小売業	各種商品小売業	1 (1)	1 (1)	2 (2)
		百貨店	2 (2)	()	2 (2)
		機械器具小売業	5 ()	2 ()	7 ()
		その他の小売業	16 ()	6 ()	22 ()
	飲食店	8 ()	1 ()	9 ()	
	宿泊業	1 (1)	()	1 (1)	
	医療業	7 (2)	3 (1)	10 (3)	
	学校等	学校教育	6 (1)	()	6 (1)
		その他の教育・学習支援業	()	1 (1)	1 (1)
	サービス業	学術・開発研究機関	5 ()	1 ()	6 ()
		洗濯・理容・美容・浴場業	25 (2)	4 ()	29 (2)
		その他の生活関連サービス業	18 ()	4 ()	22 ()
		廃棄物処理業	2 ()	()	2 ()
		娯楽業	1 (1)	1 ()	2 (1)
		自動車整備業	1 ()	1 ()	2 ()
機械等修理業		1 (1)	()	1 (1)	
地方公務		1 (1)	()	1 (1)	
その他	()	()	()		
その他小計		105 (13)	25 (3)	130 (16)	
合計		157 (27)	33 (3)	190 (30)	

() は、特定事業場以外の工場・事業場で、内数。

6. 下水道区域の業種別排除基準不適合状況及び改善指導数

(平成 22 年度)

業 種	対象工場・事業場数	延べ採水件数	不適合検体数	行政措置			行政指導(項目別)										計			
				下水道法		条例	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質質量	抽出物質含有量	ノルマルヘキサン	鉄及びその化合物(溶解性)	亜鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物		アンモニウム性窒素	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	
				改善勧告	改善命令	下水排除一時停止命令														改善勧告
食料品製造業	9	19	4						1	2								1	4	
家具・装備品製造業	1																			
パルプ・紙・紙加工品製造業	2																			
石油製品・石炭製品製造業	1	2																		
ゴム製品製造業	1	2	1							1									1	
印刷・同関連業	1																			
化学工業	10	21	3					1	1	1									3	
プラスチック製品製造業	4																			
窯業・土石製品製造業	3																			
鉄鋼業	2	3	1														1		1	
非鉄金属製造業	1																			
金属製品製造業	15	10	5									1	5			1		2	9	
一般機械器具製造業	2	4																		
電気機械器具製造業	1	3	1									1							1	
生産用機械器具製造業	2	1	1													1	1		2	
はん用機械器具製造業	5	2	2													1	1	1	3	
その他の製造業																				
製造業小計	60	67	18					1	1	1	4	1	6		4	2	4		24	
その他	熱供給業	1	7	1					1										1	
	水道業	1	2																	
	道路貨物運送業	2																		
	道路旅客運送業	1																		
	卸売小売業	各種商品小売業	2																	
		百貨店	2																	
		機械器具小売業	7	2																
		その他の小売業	22																	
	飲食店	9	1	1						1	1								2	
	宿泊業	1																		
	医療業	10																		
	学校等	学校教育	6	10	2											2				2
		その他の教育・学習支援業	1																	
	サービス業	学術・開発研究機関	6	10																
		洗濯・理容・美容・浴場業	29	2																
		その他の生活関連サービス業	22																	
		廃棄物処理業	2	3																
		娯楽業	2																	
		自動車整備業	2	4																
		機械等修理業	1	2																
地方公務	1																			
その他																				
その他小計	130	43	4					1	1	1			2						5	
合計	190	110	22					2	2	1	5	1	6	2	4	2	4		29	

7. 地下水採取量 5 万m³/年以上の工場・事業場 (50 音順)

(平成 22 年度)

工場・事業場名	井戸本数	採取量	対前年度採取量との増減及び比率		昭和 48 年度採取量を 100 とした平成 22 年度採取量の比
		(m ³ /年)	(m ³ /年)	(%)	
大阪府立精神医療センター	1	144,476	△ 34,360	△ 19.2	51.7
(株) 大阪ミツカン 大阪工場	5	584,584	35,267	6.4	86.2
共英製鋼 (株) 枚方事業所	3	220,153	4,469	2.1	49.2
(株) クボタ 枚方製造所	6	104,882	△ 25,322	△ 9.7	9.5
(株) 小松製作所 大阪工場	18	90,789	11,580	14.6	2.3
トーヨー工業 (株) クズハ工場	1	75,614	3,567	5.0	21.5
日本精線 (株) 枚方工場	24	477,507	11,377	2.4	31.8
枚方ゴルフ場 (株)	3	73,843	8,993	13.9	40.9
ひらかたパーク	2	109,345	△ 28,376	△ 20.6	260.3
枚方市立穂谷川清掃工場	2	67,382	7,748	13.0	(※3)29.4
フジパン (株) 枚方工場	2	172,455	4,118	2.4	81.4
(株) 北條製館所	1	94,151	△ 5,179	△ 5.2	(※2)177.9
理研ビタミン (株) 大阪工場	2	65,048	△ 2,233	△ 3.3	12.9
計	70	(※1)2,280,229			

※1：市内における年間地下水採取量 2,552,461 m³ の約 90%に相当

※2：昭和 51 年度採取量を 100 とした平成 22 年度採取量の比

※3：平成 18 年度採取量を 100 とした平成 22 年度採取量の比

8. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(平成23年3月31日現在)

	号	特 定 施 設 名	施設数	
大 気 特 定 施 設	1	銑鉄製造用の焼結鉍製造用の焼結炉	0	
	2	製鋼用の電気炉	1	
	3	亜鉛回収用の焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉	0	
	4	アルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	0	
	5	廃棄物焼却炉	17	
			小 計	18
水 質 特 定 施 設	1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	
	2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	
	3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0	
	4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	0	
	5	担体付き触媒(塩素化合物)製造用の焼成炉からの発生ガス処理用の廃ガス洗浄施設	0	
	6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0	
	7	イ	カプロラクタム製造用の硫酸濃縮施設	0
		ロ	カプロラクタム製造用のシクロヘキサン分離施設	0
		ハ	カプロラクタム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	8	イ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設	0
		ロ	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の廃ガス洗浄施設	0
	9	イ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設	0
		ロ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用の乾燥施設	0
		ハ	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0
	10	イ	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設	0
		ロ	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用の廃ガス洗浄施設	0
	11	イ	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設	0
		ロ	ジオキサンバイオレット製造用のニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設	0
		ハ	ジオキサンバイオレット製造用のジオキサンバイオレット洗浄施設	0
		ニ	ジオキサンバイオレット製造用の熱風乾燥施設	0
	12	イ	アルミニウム合金製造用大気特定施設の廃ガス洗浄施設	0
		ロ	アルミニウム合金製造用大気特定施設の湿式集じん施設	0
	13	イ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用精製施設	0
		ロ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用廃ガス洗浄施設	0
		ハ	製鋼用電気炉由来の集じん機捕集ばいじん中の亜鉛回収用湿式集じん施設	0
	14	イ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用のろ過施設	0
		ロ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用の精製施設	0
		ハ	担体付触媒からの金属回収(ソーダ灰添加焙焼炉処理法、アルカリ抽出法)用の廃ガス洗浄施設	0
	15	イ	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	9
		ロ	廃棄物焼却炉の湿式集じん施設	3
			廃棄物焼却炉の灰の貯留施設	8
	16		ポリ塩化ビフェニル処理物等の分解施設、洗浄施設又は分離施設	0
	17	イ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用のプラズマ反応施設	0
		ロ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用の廃ガス洗浄施設	0
		ハ	フロン類の破壊(プラズマ破壊法に限る)用の湿式集じん施設	0
	18		下水道終末処理場(1号から17号、19号に掲げる施設に係る汚水等を含むものに限る。)	1
	19		1号から17号の設置工場からの排水(公共用水域への排出を除く)の処理施設(前号を除く)	0
			小 計	21
			合 計	39

